

地域指定年度	平成20年度
計画策定年度	平成20年度
計画見直し年度	平成25年度
	平成30年度

# 静岡市農業振興地域整備計画

令和5年3月

静岡県静岡市

# 目 次

<b>第 1 農用地利用計画</b> .....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	3
(2) 農業上の土地利用の方向.....	5
ア 農用地等利用の方針.....	5
イ 用途区分の構想.....	6
ウ 特別な用途区分の構想.....	8
2 農用地利用計画.....	8
<b>第 2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2 農業生産基盤整備開発計画.....	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
4 他事業との関連.....	13
<b>第 3 農用地等の保全計画</b> .....	14
1 農用地等の保全の方向.....	14
2 農用地等保全整備計画.....	15
3 農用地等の保全のための活動.....	19
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	20
<b>第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> ....	21
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 ....	21
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	21
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	24
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ....	25
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	27
<b>第 5 農業近代化施設の整備計画</b> .....	28
1 農業近代化施設の整備の方向.....	28
2 農業近代化施設整備計画.....	30
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	30

<b>第 6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> .....	<b>31</b>
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	31
2	農業就業者育成・確保施設整備計画 .....	31
3	農業を担うべき者のための支援の活動 .....	31
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	32
<b>第 7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b> .....	<b>33</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....	33
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	33
3	農業従事者就業促進施設 .....	34
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	34
<b>第 8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b> .....	<b>35</b>
1	生活環境施設の整備の目標 .....	35
2	生活環境施設整備計画 .....	38
3	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	38
4	その他の施設の整備に係る事業との関連 .....	38
<b>第 9</b>	<b>付図（別添）</b> .....	<b>39</b>
1	土地利用計画図（付図 1 号） .....	39
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号） .....	39
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号） .....	39
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号） .....	39
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）該当なし .....	39
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号） .....	39
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b> .....	<b>40</b>
(1)	農用地区域 .....	40
ア	現況農用地等に係る農用地区域 .....	40
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域 .....	40
(2)	用途区分 .....	40

# 第 1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

静岡市（以下「本市」という。）は、静岡県のほぼ中央に位置し、西は焼津市、藤枝市、島田市及び川根本町と接し、東は富士市及び富士宮市と接している。市域は、141,183ha と広大であり、南北に長く、北部は南アルプスに連なる山間部、南部は駿河湾に面した海岸地帯で、限られた面積の平野部に市街地が広がっている。

気候は、年平均 17.7℃と一年を通じて温暖であり、年間降水量は 2,511.0mm（いずれも令和 3 年）で、夏期は高温多雨、冬期は寡雨である。

総人口は、令和 2 年現在、693,389 人（国勢調査）であり、世帯数は 297,421 戸である。総人口は、平成 27 年（国勢調査）対比で 1.6%の減少、世帯数は、逆に 4.0%の増加となっている。

産業は、豊かな自然環境、長い歴史、培われた文化などの地域資源を基盤に、第一次産業から第三次産業に至るまで多彩な産業が集積している。令和 2 年国勢調査での産業別就業人口の構成比は、第一次産業 2.3%、第二次産業 24.7%、第三次産業 73.1%となっている。

交通は、国際拠点港湾の清水港を有し、東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、国道 1 号静岡バイパス、国道 52 号、国道 150 号、国道 362 号等の主要幹線道路や JR 東海道線及び東海道新幹線が通じ、恵まれた条件を有している。また、令和元年 9 月には大谷・小鹿地区で東名高速道路の日本平久能山スマート IC が開通、令和 3 年 4 月には新東名の御殿場 JCT から新御殿場 IC 間の 7 km が開通した。さらに、令和 3 年 9 月には中部横断自動車道が開通し、今後の陸・海の要衝としての役割はますます高まっていくと期待されている。

このような特徴をもつ本市は、今後、市のまちづくりの目標として掲げた『世界に輝く静岡』の実現をめざし、計画的かつ総合的な土地利用を推進していく。

農業については、約 81,026ha の農業振興地域を有し、特産の茶、柑橘類のほか、いちご、えだまめ、トマト、葉しょうがといった野菜、バラ、洋らんなどの花き、わさびなど多彩な農作物が生産されている。しかし、本市の地形的条件により、①傾斜地農地が大半を占めることによる低い労働生産性、②収益性の低下や農業者の高齢化による荒廃農地の増加、③限られた平坦農地での非農業的土地利用との混在化等の問題を抱え、優良農用地の確保とともに、生産性の改善や担い手の育成・確保等が課題となっている。

このようなことから、農業振興施策については、静岡市農業振興計画に掲げた将来像である「みんなでつながる しずおか農業 ～農好市民の協働で未来

を拓く～」の実現を目指して、農業所得の向上、担い手の確保を図るとともに、みどりの食料システム戦略等や SDGs との関わりを明確にした時代に即した取組を推進する。

具体的には、引き続き県営土地改良事業、団体営土地改良事業を中心に、土地改良事業等による優良農用地の創出をはじめとする農業生産基盤の整備を図るとともに、地産地消の推進、新技術導入による効率化、静岡市ブランドの創出、新規就農者やビジネス感覚豊かな担い手の育成・確保、農業体験や研修の充実を図り、半農半 X 等の多様な担い手の創出、さらには多彩な地域資源を生かした 6 次産業化等を図っていく。また、カーボンニュートラル等の環境負荷低減に向けて、化学農薬や化石燃料等を原料とした化学肥料や燃油使用量の低減、堆肥等の資源の有効活用、有機農業の取組面積の拡大を進めていく。

今後の農業上の土地利用にあたっては、本市の総合計画等に則しつつ、非農業的土地需要との調整を図りながら、土地改良事業等により整備された農用地をはじめとする優良農用地を確保・保全・集約することとする。また、本市の自然的条件を生かした多様な農業を振興するために、市街地近郊や条件的に不利な山間傾斜地等の農地であっても集団的な農地の区域については、積極的に保全を図る。

上記の土地利用の構想に基づく用途別利用の見通しは、次のとおりである。

表 1 農業振興地域内面積の見通し 単位：ha、（％）

区分 年次	農用地	農業用 施設用地	森林原野	その他	計
現在 (令和 4 年)	9,773.2 (12.1)	33.0 (0.0)	57,499.8 (71.0)	13,719.7 (16.9)	81,025.6 (100)
目標 (令和 14 年)	9,763.2 (12.0)	33.0 (0.0)	57,499.8 (71.0)	13,729.7 (16.9)	81,025.6 (100)
増減	△ 10.0	0	0	10.0	0

- (注) 1 ( ) 内は構成比である。  
 2 目標は、過去の農地転用率に基づいて予測した。  
 3 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

## イ 農用地区域の設定方針

本市農業地帯は、自然的・地形的条件から、本市南部の駿河区と清水区の海岸沿岸部に位置する「南部地区」、駿河区と清水区にまたがる丘陵有度山一帯から葵区の麻機遊水地、賤機山に至る区域、及び安倍川以西の駿河区の長田地区や葵区の南藁科地区、駿河区の大谷地区などからなる「都市近郊地区」、葵区の安倍川、藁科川の中流域、及び清水区の畑地帯総合整備事業区域から興津川流域、由比地区、蒲原地区にかけての「中部山沿地区」、葵区、清水区の主として山間傾斜地の「山間地区」の4つの地区に大別される。

これら4つの地区において今後とも農業上の土地利用を図ることが相当な一定の区域について、次のとおり農用地区域を設定することとする。

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市農業振興地域（以下、本地域という）内にある現況農用地、約9,773haのうち、a～cに該当する農用地、約5,621haについて農用地区域を設定する方針である。

- a 10ha以上の集团的農用地
- b 国の直轄又は補助に係る土地改良事業又はこれに準じる事業（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3に定めるもの）の施行に係る区域内の土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である以下の(a)～(e)に掲げる土地
  - (a)中部山沿地区における主として茶・柑橘・野菜が栽培され、産地形成上確保が必要な農用地（但し、特に園芸用施設用地として利用されている区域については、農業用施設用地として別に農用地区域の設定をする。）
  - (b)国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域で事業完了後8年を経過していない土地
  - (c)地域農業の維持・保全に必要な農用地
  - (d)国の補助を受けた農道の受益に係る農用地で、従前農用地区域を設定した農用地
  - (e)その他、国の補助等を受けた農用地で、事業完了後翌年度から起算して8年を経過していない土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域に含めない。

- ・集落等（宅地等又は山林等）に介在する農用地で、団地規模が概ね1ha以下の農用地
- ・公共事業の施工等に伴い孤立した農用地のうち、今後の農用地利用が困難な農用地
- ・急傾斜等で荒廃が著しく、今後の農用地利用が困難な農用地のうち、周辺農用地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設等の用に供される土地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある 103.8ha について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農用地等のうち 1ha 以上のまとまりで、主たる利用が施設園芸である区域は農業用施設用地として農用地区域を設定する。

また、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野のうち周辺の土地利用状況から今後、土地改良事業計画により農用地として利用することが計画されている区域等については、経営規模の拡大、農作業の効率化を図るために農用地区域を設定する。

表 2 農業生産基盤整備事業計画区域内・山林・原野

土地の種類	所在(位置)	所有者 又は管理者	面積 (ha)	利用しよう とする区分	備考
山林・原野	中部山沿地区 (池ノ沢)	私有地	28.4	樹園地	
山林・原野	山間地区(加瀬沢)	私有地	38.8	樹園地	
山林・原野	都市近郊地区 (矢部・宮加三)	私有地	60.4	樹園地	
計			127.6		

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本地域は恵まれた気候条件のもと、茶、柑橘、施設園芸を主体に多様な農業が営まれてきたが、農業従事者の高齢化や兼業農家、土地持ち非農家の増加など、農業者を取り巻く環境は激変している。また、市街地周辺部における非農業的土地需要の増大や山間部の急傾斜地における過酷な作業条件による荒廃農地の増加、及び鳥獣被害の増加、林地への転換など、農用地区域の維持・保全が困難になりつつある。

このため、今後とも効率的かつ安定的に農用地として利用すべき、土地改良事業等を実施又は計画している区域及び周辺の土地利用の状況から判断し、農業利用が妥当な土地を主体に、農業振興地域内農用地区域面積、約5,600haを確保する。そして、農業生産基盤の整備や農地の集積・集約化をはじめ、中山間地域等直接支払制度などの制度活用や鳥獣被害防止等に取り組みつつ、再生可能な荒廃農地の解消を進め、農地の維持・保全を図るとともに、スマート農業技術や省力化機械等の導入による生産コストの低減や労力の軽減等を推進する。また、高付加価値化や静岡市ブランドの強化、地産地消等を推進するとともに、恵まれた交通条件と特産品や地域の文化、農村の集落景観等の多彩な地域資源を生かし、都市と農山村の交流促進等を図るための施策を推進する。これらにより、持続的な発展が望める地域農業・農村の振興を図っていく。

一方、農用地としての利用が困難である場合には非農地化を進める。

地区別土地利用の構想は次に示すとおりである。

表3 農用地面積の見通し

単位：ha

地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
	南部地区 (A地区)	現況	167.6	—	—	13.3	180.9
将来		167.6	—	—	13.3	180.9	0.3
増減		0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
都市近郊地区 (B地区)	現況	1,423.1	—	—	2.4	1,425.4	67.8
	将来	1,423.1	—	—	2.4	1,425.4	67.8
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
中部山沿地区 (C地区)	現況	2,284.2	—	—	3.6	2,287.8	122.5
	将来	2,284.2	—	—	3.6	2,287.8	122.5
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
山間地区 (D地区)	現況	1,745.9	0.2	—	2.0	1,748.1	40.8
	将来	1,745.9	0.2	—	2.0	1,748.1	40.8
	増減	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0
合計	現況	5,620.8	0.2	—	21.3	5,642.2	231.4
	将来	5,620.8	0.2	—	21.3	5,642.2	231.4
	増減	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0

(注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

2 森林・原野等には土地改良施設等に供される土地を含む。

3 —は該当なし

## イ 用途区分の構想

### (ア) 南部地区（A地区）

駿河区及び清水区の久能海岸から三保半島に至る海岸線に沿った区域並びに広野地区を含めた区域からなり、温暖な気候条件を生かし、三保、折戸、駒越の各地区では、トマト、えだまめ等を主体とした施設野菜の栽培が行われている。

また、西平松、古宿、増、蛇塚等の各地区では、石垣いちごの促成栽培、観光農業を主としたいちご狩りや葉しょうがの栽培が行われている。

一方、広野地区では、桃をはじめとする果樹などの樹園地として利用されている。

しかし、都市化の進展など、当該地区を取り巻く生産環境の悪化も懸念されており、かんがい施設等の土地改良施設の老朽化が見られる。また果樹園地帯をはじめ農地の集積・集約化は思うように進んでいない。

このようなことから、今後、農業委員会等との連携のもと、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、スマート農業の推進やかんがい施設の再整備等を進めながら、施設野菜、及び果樹園地帯として生産性の高い農業振興地域として維持・保全を図るために、農用地や農業用施設用地として有効利用を推進する。

### (イ) 都市近郊地区（B地区）

駿河区から清水区にまたがる有度山一帯の区域は、なだらかな丘陵に茶、柑橘が栽培されている。また、有度山一帯は県立自然公園及び風致地区に指定されているほか、世界文化遺産「富士山」の構成資産である「三保松原」を眼下に望むことができるなど、良好な景観に恵まれた区域である。こうしたことから、今後も景観及び環境との調和に配慮した施設等の整備や農業を推進し、茶、柑橘を主体とした樹園地農業の地域として保全していく。

また、葵区の賤機南部、麻機、西奈の各地区及び駿河区の長田地区の傾斜地では、茶や柑橘、花木が主要作目である。今後も区画整理や園内道整備等の農業生産基盤整備事業により生産性の向上を図りながら、優良農用地を保全し、生産維持に努める。

さらに、麻機地区については、静岡県の治水施設である麻機遊水地整備事業が行われている。静岡県の遊水地事業に伴って静岡市が整備しているあさはた緑地には体験農園が設置され、市民への農業体験の場を提供している。

一方、駿河区の大谷・小鹿地区は、大部分が水田として利用されているが、周囲を市街化区域で囲まれているほか、地区を横断する東名高速道路に設置されるスマートICの供用開始に合わせて、その周辺は土地区画整理事業によ

る市街地整備が進められている。今後は、都市的土地利用とのバランスを図りつつ、市街地に近いという立地を生かした露地野菜や施設園芸を主体とした農業の展開を図っていく。

このようなことから、今後も都市近郊の農業地帯については、都市的土地利用との調整を図りつつ、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用により農用地の維持・保全を推進する。

#### (ウ) 中部山沿地区（C地区）

安倍川の中流域に位置する葵区の美和、安倍口地区は水田地帯となっている。また、藁科川中流域に位置する中藁科地区は、小規模ながら水田から畑、樹園地への転換が進んでおり、これらの一部区域では、花き、野菜を中心とした施設園芸が盛んである。

また、当該傾斜地では、本市特産の「本山茶」が生産されている。現在、経営合理化により生産性の向上が図られており、今後、小規模なほ場整備を進めるとともに、自走式茶園管理機等の農業機械導入による効率化を積極的に図る。

一方、清水区の庵原、由比、蒲原の各地区では、近年、土地改良事業等が積極的に進められ、本市の中核的な樹園地農業地帯となっている。しかし、当該地区は、古くからの茶、柑橘の産地であり、依然として山間傾斜地の農地が大半を占めている。今後も引き続き土地改良事業等を進め、自走式茶園管理機等の農業機械の導入による効率化を積極的に図る。

このようなことから、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化を図りつつ、本市の樹園地農業の中心地帯として振興するため、農用地として有効利用を推進する。

#### (エ) 山間地区（D地区）

葵区の大河内、梅ヶ島、玉川、井川、清沢、大川の各地区は、中部山沿地区とともに「本山茶」の生産地帯であり、傾斜地では良質茶が生産されているが、立地条件から生産の近代化が立ち遅れている。特に当該地区は、地形的条件から乗用型摘採機など機械化の導入が困難で、省力化や作業負担の軽減化が進んでいない。このため、今後は地形条件等に応じて担い手による小規模区画整理など、必要な農業生産基盤の整備を図り、自走式茶園管理機等の農業機械の導入による効率化を図る。

また、大河内地区を中心とするわさびの産地については、水質と水量の確保に努め、特殊田としての土地利用を図る。

さらに、清水区の小島、両河内地区からなる区域は、大半が山間傾斜地の農地であり、小島地区では、柑橘、茶、両河内地区では、茶、わさび、たけのこが栽培されている。興津川沿岸には、わずかながら平坦地があり、花き、

茶の栽培に利用されている。

一方、当該地区では、近年、シカ、イノシシ、サルなどによる農作物の被害が深刻で、これら鳥獣被害への対策に要する経費と合わせて、農業経営を圧迫している。そのため、効果的な侵入防止柵の設置や緩衝地帯整備等を推進し、農作物を守るとともに経営意欲の維持向上を図る。

このようなことから、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化を図りつつ、茶を中心とする地域農業の振興を図るため、農用地として有効利用を推進する。なお、担い手不足により農地として耕作することが難しい地域については、体験・交流型農業の展開を促進し、農用地として多様な利活用を進め、地域としての振興を図る。

ウ 特別な用途区分の構想  
該当なし

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農地は、南部地区の施設野菜及び果樹の樹園地と、その他の地区のうち平坦地の花き、施設野菜及び水田、山間傾斜地の茶、柑橘を主体とする樹園地に大別される。

南部地区では、従来よりかんがい用水整備、樹園地の農道整備が行われてきた。一方、平坦地については、区画整理及びかんがい用水整備が進んでいるが、かんがい用水については施設の老朽化が著しく、引き続き更新が必要となっている。農道については、中部山沿地区や山間地区の整備が遅れているが、傾斜地の樹園地の耕作放棄が進んでおり新設は困難である。今後は基幹農道からの支線延長及び既設農道の改修整備が必要となっている。

また、本地域の大半を占める傾斜地の樹園地においては、急峻な地形のため規模拡大や機械化などの省力化が進んでいない。これまで、効率的かつ安定的な農業を進めるために、区画整理、かんがい用水整備、農道整備を合わせた総合整備事業を進めてきたが、より一層の生産基盤の強化が必要となっている。

そのため、今後もほ場の大区画化や平坦化を行う区画整理、担い手への農地の集積・集約化を図る基盤整備を推進するとともに、適地では労働の省力化、生産コストの低減を図るため、スマート農業の実装や園地管理の機械化を進めるなど、強固な農業基盤の確保に努める。

なお事業の実施にあたっては、環境との調和へ配慮するとともに、良好な景観の保全・形成等を推進するものとする。

#### (ア) 南部地区（A地区）

本地区は、主として平坦な海岸砂地地帯で施設野菜が盛んであり、集約的な農業を行っている。しかしながら、かんがい用水施設の老朽化が著しく、また農道も、未整備の地域や整備されていても狭あいなものが多い。そのため今後も引き続き、農業基盤整備促進事業や農業水利施設等保全高度化事業等により、かんがい用水施設などの再整備を進め、施設野菜生産地帯としての維持に努める。

#### (イ) 都市近郊地区（B地区）

本地区は、有度山や賤機山などの丘陵地帯で茶と柑橘が主要作物となっている。農地のほとんどが傾斜地で規模も小さいため、小規模区画整理を進めている。引き続き、経営体育成樹園地再編整備事業等により土地基盤を整備し、効率的な農業経営を推進する。平坦部では、用水路の整備を通じて、水稲、いちご、野菜、花き等の多角的な農業経営を推進する。

(ウ) 中部山沿地区 (C地区)

本地区は、本市山沿地帯に位置し、茶と柑橘を主体とする農業形態で、農地の大半が傾斜地であるが、現在まで畑地帯総合整備事業や農道整備を主体とした基盤整備が積極的に行われてきた。また、梅島用水地区、新丹谷用水地区においては農業用排水施設の整備が進められている。

今後も、土地改良も含めて経営体育成樹園地再編整備事業等により土地基盤を整備し、効率的な農業経営を促進するとともに、既設農道の改修整備を行い、傾斜農地の維持・保全に努める。また、老朽化した集落排水施設については、改築や機能の回復により長寿命化を推進する。

(エ) 山間地区 (D地区)

本地区は、中部山沿地区以北の地域で茶を主体とした農業地帯である。急峻な山間傾斜地に茶、わさび、たけのこが栽培されているが、農道等の基盤整備が比較的遅れている。

このため、農道を主体として各種基盤整備や機械化等を進め、農作業の効率化を図り、茶等の基幹作物の振興を図る。また、集落排水施設についても引き続き機能強化による整備を進める。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

表4 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県営農業基盤整備促進事業 (オクシズ地区)	区画整理 2 ha	B-6, C-7, C-8, C-9, C-11	2	1	R4~R6 40,000千円
県営農業基盤整備促進事業 (茂畑地区)	畑かん施設 43.3ha	C-39, C-44	43	2	R6~R8 200,000千円
県営経営体育成樹園地再編 整備事業 (加瀬沢地区)	畑かん施設 33.8ha、 区画整理 33.8ha	D-15	34	3	H10~R4 3,755,000千円
県営経営体育成樹園地再編 整備事業 (矢部地区)	区画整理 66ha	B-14, B-15	66	4	H13~R4 3,871,000千円
県営経営体育成樹園地再編 整備事業 (旧畑地帯総合整備事業分) (池ノ沢地区)	区画整理 10.9ha、 畑かん 10.9ha	C-39, C-40	11	5	R元~R7 1,534,845千円
県営経営体育成樹園地再編 整備事業 (基盤整備促進型) (令和原地区)	農道舗装 200m	C-35	52	6	R3~R4 20,000千円
県営農地中間管理機構関連 農地整備事業 (東豊田国吉田地区)	区画整理 17.9ha	B-11	18	7	R3~R9 938,000千円
基幹農道整備事業 (小島茂畑 3 期地区)	農道 2,442m	C-44, C-45	91	8	H25~R5 338,000千円
県営基幹農道整備事業 (保全対策型) (由比蒲原地区)	舗装補修工 L=2,040m、 橋梁耐震補強工 2 橋、 法面工 1 箇所	C-48, C-49	62	9	H28~R4 317,000千円
基幹農道整備事業 (小島茂畑 4 期地区)	農道 2,191m	C-44, C-45	91	10	R2~R7 1,235,000千円
県営農村集落基盤再編整備 事業 (庵原地区)	農道 1,196m、 施設補強整備 1 箇所	C-39, C-44	434	11	H30~R5 1,082,000千円
県営農村集落基盤再編整備 事業 (安倍川地区)	農道、集落道、 区画整理	C-12, C-13 C-14, D-1, D-2, D-3, D-10, D-11	20	12	R3~R10 350,000千円
県営農地中間管理機構関連 農地整備事業 (東豊田池田地区)	区画整理 13.3ha	B-11	13	13	R2~R7 507,000千円
団体営農業基盤整備促進事 業 (神沢地区)	農道 2,200m	C-48	24	14	R元~R5 85,000千円
団体営農業基盤整備促進事 業 (遠藤新田地区)	舗装 2,880m	C-9	19	15	R3~R7 200,000千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
団体営農業基盤整備促進事業(小金地区)	農道2,000m	C-48	20	16	R5~R9 200,000千円
団体営農業集落排水事業(油山地区)	機能強化	C-4, C-5 C-6	117	17	R3~R5
団体営農業集落排水事業(布沢・土地地区)	機能強化	D-23, D-24	12	18	R4~R6
団体営農業集落排水事業(善福寺地区)	機能強化	C-48	2	19	R5~R7
団体営農業集落排水事業(俵沢地区)	機能強化	C-2, C-3	64	20	R6~R8
団体営農業集落排水事業(平野地区)	機能強化	D-1	19	21	R7~R9
団体営農業集落排水事業(有東木地区)	機能強化	D-2	22	22	R8~R10
県営経営体育成樹園地再編整備事業(庵原高山地区)	区画整理20ha	C-35, C-37	20	23	R8~R17 2,000,000千円
県営経営体育成樹園地再編整備事業(今泉地区)	区画整理24.7ha、 畑かん施設11.6ha	B-17	34	24	R5~R14 2,600,000千円
県営農地整備事業(麻機地区)	用水路工、排水路	B-5	20	25	R6~R10 200,000千円
県営水利施設整備事業(静岡用水地区)	用水路工500m	B-4	170	26	R7~R10 220,000千円
県営経営体育成樹園地再編整備事業(オクシズ地区)	区画整理20ha	D-15, D-16, D-18, D-22, D-26	20	27	R7~R12 300,000千円
県営水利施設等保全高度化事業(三保地区)	農道20ha、排水路20ha 区画整理5ha	A-7	20	28	R6~R10 300,000千円
県営水利施設等保全高度化事業(山原地区)	区画整理20ha	C-35	20	29	R8~R17 200,000千円
中山間地域農業農村総合整備事業(大代地区)	体験施設1箇所 農道	D-3	15	30	R6~R12 800,000千円

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林が有する水源涵養機能をわさび栽培に生かすなど、山間地域の特性を生かした地域農業を推進するとともに、林業との連携を一層強める。また、農業振興区域と森林整備区域で区域の明確化を図るために、農用地区域の設定にあたり、小規模の林地介在農地については農用地区域から除外をし、林地への転用を進め、農道等末端からの林道開設等、森林整備施策の導入を促進し、森林保全を進める。

### 4 他事業との関連

区画整理事業を伴う農業生産基盤整備事業の実施にあたっては、公共用地等への利用のための非農用地区域の創設及びそれらに伴う建設発生土の活用等により事業費の削減、工期の短縮に努め、積極的に優良農用地の確保に努める。

また、農道の整備にあたっては、新東名高速道路の IC や中部横断自動車道の JCT とそれらのアクセス道路との連携に配慮し、農産物流通の合理化や農村活性化等を推進する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本地域は、古くから山間傾斜地の樹園地を保全するために排水路兼用農道を整備し、畑面の保全を進めてきたが、茶の販売価格の低迷、急傾斜の地形、農業従事者の高齢化により荒廃農地が増大しており、本市における荒廃農地面積は 183.0ha である。(R2 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況)

こうした荒廃農地のなかで、地形条件から、農業生産基盤整備事業の導入可能地については、かねてから区画整理事業を主体とした整備を進めており、現在もその整備は実施されている。また、新たな作物の導入や企業参入、わさび育苗施設用地としての活用など、荒廃農地の発生防止・解消に向けた新たな取組も増加してきている。

そのため今後もこれらの取組を一層推進するとともに、農地パトロールの強化や荒廃農地再生・集積促進事業及び茶産地総合対策事業（茶園改良整備、茶園共同管理の推進、補完作物への転換等）等を推進し、荒廃農地の発生防止・解消に努めていく。

山間地区においては、農業生産基盤整備事業の導入が困難であり、農業の近代化を図ることが困難な土地についても、中山間地域等直接支払制度などを活用しながら可能な限り農地として保全するよう努めていくが、やむをえない場合には、森林等、非農地化を進める。また近年、シカ、イノシシ、サルなどによる農作物への被害が拡大し、農家の生産意欲の減退や荒廃農地拡大の一因となっていることから、その対策を強化していく。一方、中部横断自動車道の供用開始を契機として、特に中山間地域の活性化への期待が高まっている。体験農園や食農教育など農地の多様な利用を推進し、地域資源を生かした都市と地域コミュニティや多様な主体が参画する農村コミュニティとの交流を推進する。

また、現況農用地に介在する荒廃農地は、できる限り農用地としての利用を図るために、所有者への自作の要請や地域計画の策定を通じた話し合い、農地中間管理事業等の活用による担い手への集積・集約化を図り、集团的農用地の維持に努める。あわせて、地域資源の保全と活用を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」や「ふじのくに美農里プロジェクト」（多面的機能支払交付金）による、従来の農業者に加え地域住民や企業等を含めた地域ぐるみでの活動への支援等を通じて、農地・農業用水等の保全を図る。

さらに、農用地等の防災・保全のため、地すべり対策事業等を推進していく。

## 2 農用地等保全整備計画

表5 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	面積 (ha)		
地すべり対策事業 (西山寺2期地区)	抑制工4,355m	C-49	24.6	その1 1	H25～R4 252,000千円
地すべり対策事業 (阿僧2期地区)	抑制工1,762m	C-49	47.8	2	H28～R5 223,000千円
地すべり対策事業 (白井沢3期地区)	抑制工1,846m	C-49	57.7	3	H29～R5 160,000千円
地すべり対策事業 (中部地区)	抑制工986m	D-28	197.1	4	R3～R7 122,100千円
地すべり対策事業 (長野2期地区)	地表水排除工 地下水排除工	D-28	26	5	R5～R10 190,000千円
県営農村地域防災減災事業 (牧ヶ谷山崎地区)	樋管撤去2箇所	B-7	—	6	R2～R5 285,000千円
県営農業用河川工作物等 応急対策事業(牛妻地区)	樋管撤去1箇所	B-4, C-5, C-6	—	7	R5～R7 50,000千円
県営農業用河川工作物等 応急対策事業(山崎地区)	樋管撤去1箇所	B-6	—	8	R6～R8 150,000千円
県営農業用河川工作物等 応急対策事業(安倍口地区)	樋管撤去1箇所	C-9	—	9	R7～R8 150,000千円
県営農業用河川工作物等 応急対策事業(下与地区)	樋管撤去1箇所	C-6	—	10	R8～R9 150,000千円
県営農業水路等長寿命化・防 災減災事業(尾羽地区)	ポンプ施設2箇所	C-41, C-43	—	11	R8～R9 50,000千円
県営農業水路等長寿命化・防 災減災事業(駒越地区)	ポンプ施設2箇所	A-5, A-6	—	12	R8～R11 60,000千円
ふじのくに美農里プロジェクト (駿河区)	小坂環境保全協議会	B-9	19.3	その2 1	H19～R8 1,191千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	清沢まもり隊	D-10, D-11	55.3	2	H19～R8 1,710千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	俵峰地域保全会	C-2	20.7	3	R元～R5 1,056千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	茂畑みどり保全会	C-44	33.9	4	R2～R6 1,722千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	八木間地域保全会	C-30, C-33	20.2	5	H19～R8 628千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	布沢地域資源保全隊	C-38, D-23 D-24	19	6	R元～R5 585千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	新丹谷地区環境保全隊	C-38	32	7	R元～R5 1,625千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	花の吉原緑の会	C-38	40.4	8	R元～R5 1,244千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	興津東町水土里の会	C-31	12	9	H19～R8 609千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	尾羽農地保全会	C-41, C-42 C-43	29.5	10	R元～R5 1,445千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	原農地保全会	C-36, C-40	68	11	R元～R5 3,454千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	面積 (ha)		
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	二本松農地保全会	C-39, C-44	37.4	12	R元～R5 1,899千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	オレンジ・浜石”S	C-49	28	13	R元～R5 1,422千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	大原の里を守る会	C-12, C-14, D-10	36.2	14	H20～R8 2,346千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	矢部農地保全会	B-14, B-15	58.4	15	R元～R5 1,902千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	蒲原農地保全協議会	C-48	32.1	16	R元～R5 1,630千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	玉川景観保全クラブ	D-1, D-4, D-5, D-6, D-7	51	17	H20～R8 1,622千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	はばたけ大川	D-13, D-14	45.9	18	H20～R8 2,450千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	西里コミュニティサークル	D-25, D-26	22.2	19	R元～R5 732千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	日本平いちご地区環 境保全会	A-4, A-5, B-12	15.1	20	R元～R5 767千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	村松滝川農地保全会	B-13	18	21	R2～R6 946千円
ふじのくに美農里プロジェクト (駿河区)	まりこ里山保全会	B-9	12	22	H23～R8 391千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	加瀬沢農地を守る会	D-15	34.4	23	R元～R5 1,073千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	入山夕野環境保全会	D-28	7.2	24	R元～R5 144千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	平山農地保全の会	C-1	14.5	25	R元～R5 420千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	興津中本町農地環境 保全会	C-28, C-29	17.3	26	R2～R6 692千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	あさはた東農地保全会	B-5	14.5	27	R2～R6 577千円
ふじのくに美農里プロジェクト (駿河区)	久能環境保全推進協 議会	A-2	34.3	28	R2～R6 1,056千円
ふじのくに美農里プロジェクト (駿河区)	長田農地保全会	B-8, B-9	9	29	R2～R6 277千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	大代ティーパラダイス	D-3	8.5	30	R2～R6 292千円
ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	三保・折戸地区営農振 興会	A-7	13	31	R2～R6 447千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	野田平美農里会	C-3	7.8	32	R2～R6 393千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	アグリドリームコゼト	C-15	6	33	R3～R7 297千円
ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	はじまり	C-8	5.2	34	R4～R8 104千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	面積 (ha)		
中山間地域等直接支払制度 (梅ヶ島(大代)地区)	大代営農委員会 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-3	9.6	その3 1	R2~R6 868千円
中山間地域等直接支払制度 (入島地区)	山鳩 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-3	3.8	2	R2~R6 249千円
中山間地域等直接支払制度 (有東木地区)	有東木地域振興会 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-2	14.9	3	R2~R6 1,479千円
中山間地域等直接支払制度 (蕨野地区)	ワラビノ 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-1	2.7	4	R2~R6 262千円
中山間地域等直接支払制度 (栃沢地区)	夢倶楽部とちざわ 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-13	3.8	5	R2~R6 115千円
中山間地域等直接支払制度 (諸子沢地区)	諸子沢フロンテア 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-13	4.9	6	R2~R6 355千円
中山間地域等直接支払制度 (杉尾地区)	杉尾カントリークラブ 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-12	7	7	R2~R6 457千円
中山間地域等直接支払制度 (黒俣(蛇塚・中塚)地区)	蛇塚中塚 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-10	5.3	8	R2~R6 466千円
中山間地域等直接支払制度 (相俣(下相俣)地区)	若羽会 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-10	4	9	R2~R6 250千円
中山間地域等直接支払制度 (水見色地区)	水見色振興会 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-10	6.4	10	R2~R6 421千円
中山間地域等直接支払制度 (新間・谷津・横峰地区)	藁科明日の農業を考える会 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-11	18.7	11	R2~R6 1,325千円
中山間地域等直接支払制度 (内牧地区)	グリーンブラザース 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-9	2.8	12	R2~R6 261千円
中山間地域等直接支払制度 (足久保奥組(口長島)地区)	山彦会 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-7	1.6	13	R2~R6 119千円
中山間地域等直接支払制度 (足久保口組地区)	諸川ティーサポート 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-8	3.3	14	R2~R6 305千円
中山間地域等直接支払制度 (中之郷(小塚ヶ谷)地区)	小塚ヶ谷里山会 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-9	1.5	15	R2~R6 143千円
中山間地域等直接支払制度 (足久保地区)	足共グリーン 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-7	5	16	R2~R6 425千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	面積 (ha)		
中山間地域等直接支払制度 (柿島地区)	柿島みどりの会クラブ 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-6	6.1	17	R2～R6 370千円
中山間地域等直接支払制度 (腰越地区)	こしごえ会 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-5	2.5	18	R2～R6 231千円
中山間地域等直接支払制度 (中沢地区)	グリーンティ中沢 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-1	2.3	19	R2～R6 200千円
中山間地域等直接支払制度 (大沢地区)	大沢やまと会 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-5	10	20	R2～R6 799千円
中山間地域等直接支払制度 (茂畑地区)	茂畑集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-44	6.1	21	R2～R6 565千円
中山間地域等直接支払制度 (布沢地区)	布沢地区集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-38, D-20, D-23, D-24, D-25	22.4	22	R2～R6 2,062千円
中山間地域等直接支払制度 (中河内(神沢原)地区)	神沢原地区集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-18	2.2	23	R2～R6 210千円
中山間地域等直接支払制度 (中河内(木山野)地区)	木山野地区集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-18	5	24	R2～R6 462千円
中山間地域等直接支払制度 (西里地区)	西里地区集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-25	4.3	25	R2～R6 403千円
中山間地域等直接支払制度 (河内(向山・小樽)地区)	河内集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-26	5.7	26	R2～R6 620千円
中山間地域等直接支払制度 (土・高山地区)	畑久保地区集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-23	2	27	R2～R6 184千円
中山間地域等直接支払制度 (小河内(坂本山)地区)	坂本山集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-15	4.1	28	R2～R6 379千円
中山間地域等直接支払制度 (小河内(南部)地区)	南部集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	D-15	3.2	29	R2～R6 297千円
中山間地域等直接支払制度 (但沼地区)	但沼集落協定 荒廃農地の発生防止 等の活動	C-46, C-47 D-17	3	30	R2～R6 284千円

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 荒廃農地の発生抑制と農地利用促進

農地の現地調査や農地相談を、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と協力して行うとともに、農業振興地域制度の適切な運用と農地法に基づく遊休農地に関する措置等を推進し、荒廃農地の発生防止・解消に努める。また、農業生産基盤整備等による生産条件の改善を図るとともに、新規作物導入や共同利用施設、市民農園等の多目的な農用地の活用、担い手への農地の集積・集約化や農作業の受委託を推進し、農地利用の向上を図る。

#### (2) 共同活動による地域資源の保全

本市では、企業と農村が協働して農山村地域の活性化を図る「一社一村しずおか運動」や農家と地域住民等による多面的機能支払制度を活用した共同活動が活発に行われている。今後もこれらの地域で行われる農地、農業用水路、農道等を保管理する共同活動を支援することにより、農業に関する施設と環境の保全及び質的向上を図っていく。

#### (3) 生産条件の不利を補正するための支援

傾斜地等の条件不利地の多い中山間地域においては、農業経営の継続を中山間地域等直接支払制度により支援するとともに、各集落の特色を生かした農地保全活動の体制作りを進めていく。また、地域農地の利用者、所有者がお互いに保全すべき農地の明確化と利用促進について申し合わせを行い、その活動を行う集落協定制度は、農用地区域内の農地の利用促進に有効な手段と考えられるため、農用地区域の設定と集落協定を連携させながら農地の保全に努めていく。

#### (4) 鳥獣被害軽減対策

近年、全市的に増加している鳥獣被害に対しては、電気柵をはじめとした防護柵の設置による侵入防止、捕獲罠等による加害獣の捕獲に加え、荒廃農地や荒れた里山の藪といった動物の潜み場所を減らす緩衝地帯の整備などの取組を総合的に推進する。

#### (5) 環境保全型農業の推進

環境への負荷低減に配慮した持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度等を活用し、環境負荷低減に取り組む担い手の育成・支援を図る。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

国土保全、水資源の涵養、自然環境の保全という観点から、農地・林地を一体として保全していく必要があり、今後、農業の近代化が困難な土地については農用地区域から除外し、森林整備を促進していくことにより土地の保全に努める。

また、林業においてもニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による被害が見られ、その範囲が拡大しているため、関係機関と調査、協議のうえ、防除方法の確立を図り、被害の拡大防止に努めていく。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域の農業経営は、茶、柑橘、施設園芸（野菜、花き）を主体に営まれているが、農地の大半が山間傾斜という厳しい環境条件であり、平坦農地も都市化の進展による改廃、非農地との混在化が進んでいるなど、効率的かつ安定的に農業を営むためには厳しい状況である。また、高齢化等により農業者が減少しており、新たな担い手の確保や次世代への経営の継承は喫緊の課題となっている。

こうした農業経営が、今後とも効率的かつ安定的に営まれるよう、国・県・市の認定農業者に係る支援制度や農地中間管理事業等の活用、地域計画の策定を通じた話し合いや地域の中核となる担い手の農地を集積・集約化し、経営規模の拡大を図る。また、茶と柑橘については、より一層のブランド化を図り、付加価値の高い産物としての戦略を推進する。

このようにして、農業経営体あたりの年間農業所得が概ね 500 万円（家族経営の主たる従事者 1 人あたり。法人経営の場合は 1,000 万円）、主たる従事者 1 人あたり年間労働時間 2,000 時間以内になるよう農業経営類型ごとの経営指標を作成し、これら経営体の育成を進めていく。さらに、これらの経営体の熟度に応じて、法人化、雇用による労働力の確保、生産から加工・販売に取り組む 6 次産業化など、独自の経営戦略に基づくサービスや商品の提供を行うビジネス経営体への誘導を図っていく。また、IT 技術を活用した生産管理の効率化や消費者ニーズに沿った販売戦略等を展開する DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を推進する。

地区別の育成方向は次のとおりである。

#### ア 南部地区（A地区）

栽培施設の近代化、作業の省力化、経営管理能力の向上を図り、今後とも主として施設野菜専作経営体を育成する。

#### イ 都市近郊地区（B地区）

都市化の進展等、非農業的土地需要の高い地区であり、農業経営規模の拡大が難しいため、茶、柑橘、米と施設園芸を組み合わせた複合経営により生産性の高い農業経営体を育成する。

#### ウ 中部山沿地区（C地区）

茶、柑橘を主体とした地区であるが、平坦地では花き、野菜等の施設園芸が営まれている。今後、茶、柑橘、施設園芸専作の農業経営体の育成を進めるとともに、これら作目を組み合わせた複合経営や消費者との交流を生かした農業

経営体も併せて育成し、農業経営の安定を図る。

エ 山間地区（D地区）

茶を主体とした地区であり、自園自製、共同製茶、製茶業など多様な製造・販売形態で営まれているため、これらの形態を生かした茶経営体を育成する。

営農類型の育成目標は次のとおりとする。

表6 営農類型の育成目標

	営農類型	必要面積	作目構成
個別 経営 営体	茶（自園自製自販＋買葉）	300a	茶 300a
	茶（生葉・共同工場）	400a	茶 400a
	茶（生葉・共同）＋柑橘	400a	茶 300a＋柑橘 100a
	茶（生葉・共同）＋その他	400a	茶 300a＋その他 100a ※その他（野菜、たけのこ、自然薯、花木、しいたけ等）
	柑橘（温州）	400a	柑橘 400a
	柑橘（温州）＋その他	400a	柑橘 300a＋その他 100a ※その他（中晩柑等）
	柑橘（温州）＋その他	400a	柑橘 300a＋その他 100a ※その他（落葉果樹、茶、花木、野菜）
	落葉果樹 複合	150a	落葉果樹 150a
	施設野菜いちご	40a	いちご 40a
	施設野菜 いちご（観光いちご狩り）	100a	いちご 100a
	施設野菜いちご＋その他	50a	いちご 30a＋その他 20a ※その他（えだまめ、野菜全般等）
	施設野菜トマト	80a	トマト 40a×2作
	施設野菜トマト＋その他	120a	トマト 40a＋その他 80a（後作） ※その他（えだまめ、なす等）
	施設野菜えだまめ	150a	えだまめ 50a×3作
	施設野菜葉ねぎ	160a	葉ねぎ 40a×4作
	施設野菜 葉しょうが＋その他	120a	葉しょうが 40a＋その他 80a（後作） ※その他（葉ねぎ、野菜全般）
	施設野菜	120a	野菜全般 40a
	施設花きバラ	40a	バラ 40a
	施設花きオンシジューム	40a	オンシジューム 40a
	施設花きトルコギキョウ	40a	トルコギキョウ 40a
	水稲（出作）	1,050a	水稲 1000a＋露地野菜 50a（裏作）
	わさび	50a	わさび 50a
	わさび＋茶（生葉・共同）	130a	わさび 30a＋茶 100a
	しいたけ 菌床栽培	12万袋	栽培培地数 12万袋
	しいたけ ホダ木栽培	55,000本	ホダ木 55,000本
	肉用牛＋茶	110頭＋100a	飼養頭数 110頭＋茶 100a
養鶏＋採卵鶏	7,500羽	飼養頭数 7,500羽	
養豚（子取り型）	935頭	母豚 85頭＋飼養頭数 850頭	

（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R4.3）

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域は、平坦地が少ないため、平坦な農地への非農業的需要が高く、今後も農業以外の土地利用の進展が予想される。一方で、農業の担い手の高齢化、後継者不足などから山間傾斜地の荒廃農地、不作付地等が増加し、耕地利用率の低下が進んでいる。さらに、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、山間傾斜地の農地が大きく余剰することも予想される。

このため、今後とも農業利用を図ることが適当な優良農用地及び土地改良事業等により整備された土地については、農用区域として確保し、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用により、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を促進するとともに、スマート農業や省力化につながる農業機械の導入及び共同利用、農作業の共同化や受委託等を促進し、農業上の効率的かつ総合的な利用を図る。

### ア 南部地区（A地区）

施設野菜地帯では、施設の周年利用を促進し、耕地利用率を高める。また、本地区はいちごのほか、トマトや葉しょうが等の野菜の栽培が盛んであり、この安定供給を進めるため不作付地の利用、分散錯圃改善のための交換、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用を図り、農地利用の促進、経営規模の拡大により、担い手の育成に努める。一方、当該地区の傾斜地における柑橘、茶、平坦部の水稻、桃などは、意欲ある担い手に農地の面的集積を進めるとともに、農業機械の共同利用により農用地の高度利用化を図る。

### イ 都市近郊地区（B地区）

清水区の農地のほとんどは傾斜地にあり、その規模も小さく、また都市近郊のため兼業農家が多い。このため荒廃農地、不作付地の増加が懸念されるが、樹園地の担い手を中心とした小規模区画整理、農道・園内道の整備を進めるために土地基盤整備事業が実施されている。また、葵区、駿河区の平坦部は水稻の栽培に適しており、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用による貸借等を進め、担い手等への集積・集約化を図るとともに、農作業の共同化、農業機械の共同利用により農用地の高度利用化を図る。

### ウ 中部山沿地区（C地区）

市街地に隣接する僅かな平坦地と大部分を占める傾斜地の農地である。平坦地は非農用地との介在化が進み、農地として効率的に利用することが困難であるが、施設園芸等の需要も高く、未利用農地所有者への地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用による貸借等を啓発し、計画的に担い手への集積・集約化など農地利用を促進する。

また、本地区は、主として清水区で県営経営体育成樹園地再編整備事業を進

めており、急傾斜農地を改良した優良農地の確保のための構想に基づく基盤整備事業の計画、実施している。こうした農地については、農地所有者の意向を把握しつつ、農地の集積・集約化を進め、機械化、請負等、効率的な農地利用を図り、担い手の育成を図る。あわせて、整備農地全体での地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用を図り、優良農地の確保と効率的かつ安定的な農業経営を志す経営体への利用を促進する。

#### エ 山間地区（D地区）

茶を主体とする農業地帯だが、河川沿岸の僅かな平坦地と急傾斜農地であり、経営規模の拡大や農地の効率的利用が困難な状況である。農道・園内道を主体とした農業生産基盤整備事業による農作業の効率化とともに、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用による農地の利用調整を図り、分散錯圃の改善を進める。また、自走式茶園管理機の導入検討や機械施設の共同利用を推進し、生産性の向上を図るとともに、農林産物加工販売組織の育成を図る。

さらに、茶主体の地区のため、生葉生産と荒茶加工の体制を改善し、農作業の効率化を進め、茶主体の担い手の育成を図る。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### （1）認定農業者等の育成対策

本市は、静岡市担い手育成総合支援協議会を中心として関係機関との連携のもと、認定相談会の開催や農業経営に関する規模の設定、資本装備のあり方への指導・助言、経営改善研修などの支援を行い、認定農業者等の育成を図る。

また、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用に加えて、認定農業者等への利子補給など、金融、税制、経営改善など多方面にわたる支援を行う。

### （2）多様な担い手の育成対策

農業者の高齢化や減少に対処し、着実に担い手を確保することや生産基盤である農地を適切に維持していくことを目的に半農半 X 等の多様な担い手が行う所得向上のための取組に対して支援を行う。

### （3）地域農業集団の育成対策

現在、農業集落単位で地域農業の計画の検討・実施を推進できる地域農業集団はない。本地域は、かつては集落共同・集落協業の農業を行ってきたが、都市化の進展、農業従事者の高齢化や兼業化など農家構造の変化、栽培作目の多様化により、集落で結集し、農業を考えていく組織が消えていった経緯がある。

現在、中山間地域等直接支払制度の協定集落が 30 団体できているが、こうした

組織が集落区域内の農地利用の調整機能を果たすよう支援していく。

また、集団的な樹園地や水田等においても、土地改良区等が新たな農用地利用改善に係る推進機能を有する組織に育つよう支援していく。

#### (4) 農地中間管理事業等による農地の集積・集約化

本市では、農地中間管理事業を推進しており、その成果の拡大に努めている。しかし、本地域は水田・普通畑の地帯と異なり、施設園芸や樹園地という農地利用が多く、地上物件が存在することや地価水準が高いという点が、農地の集積・集約化施策の拡大の妨げとなっている。

このような中、農業生産基盤整備事業の進展や中山間地域等直接支払制度の導入などにより農地の保全、農地利用に対する意識が高まりつつある。そのため今後は、より一層、地域計画の策定を通じた話し合いや農地中間管理事業等の活用に努めるとともに、本地域に適したこれら制度の運用方法を市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構と連携を図りながら確立していく。

#### (5) 農作業の受委託の促進対策

農作業の受委託が成立するためには、機械利用が可能な作物及び土地条件であること、また、機械利用により経費面や時間面で節約ができなければならない。これが容易にできるのは水稲であるが、水田が比較的少ない本地域では、必ずしも農作業の受委託は増加しているとはいえない。

今後、農業生産基盤整備事業の進展により、柑橘の防除、茶の摘採において受委託の可能性があるため、県や市、農業協同組合等が共同で機械利用効果の把握に努めていく。

#### (6) 地力の維持増進対策

農業生産基盤整備事業受益地では、作土としての条件が必ずしも十分とはいえないため、農作物の生育が安定するまでは、土壌分析を実施し、地力の増進に努める。

また、既存農地についても適正な土壌状態に努めるとともに、施設園芸用地では、水耕等培土不要の栽培が増えているものの、依然として土耕も多いことから、農業協同組合を中心に土壌分析に努め、肥培管理の指導を行う。さらに本地域では、発酵処理施設を導入し、地域内の家畜排泄物から良質な畜産堆肥も生産されていることから、これらの流通促進及び活用を図っていく。

南部地区の海岸部は、土壌が砂質であり肥料成分の保持力が弱い。このため有機質肥料の投入が必要となるが、施設園芸のため、この有機質肥料の投入によりかつてイエバエの発生が社会問題化した経緯がある。今後も周辺環境と調和の取れた営農技術の開発・研究を進めていく。

#### (7) 観光農業の振興対策

観光農業は、余暇の増大と市民の自然への志向が、今後、ますます強まると予想される。さらに、新東名高速道路や中部横断自動車道の開通により交流人口が増加しており、修学旅行等を兼ねた県外学生による農業体験活動も、今後増加することが予想される。

このため、既存の住宅を利用した簡易宿泊施設の開業を促すとともに、適地においては、茶、柑橘、わさび、いちごなどの作物での観光農業の取組を推進する。また、県が推進する地域活性化関連の取組との連携のもと、観光・交流施設整備等を進めるほか、地域住民による荒廃農地を活用した農業体験イベント実施等、地域の自主的な活動との連携により、体験・交流型農業の展開を促進する。

#### (8) 市民農園（コミュニティ農園）の活用

家族がそろって自然の中で土と親しみ、農業への理解を深めるとともに、荒廃農地を未然に防ぐ対策として、市民農園（コミュニティ農園）の有効的な活用を図る。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

長期の育成を必要とする林業にあって、特用林産物であるしいたけ等の栽培は各年に収穫できる産物であり、農作物の生育に適さない湿潤な土地にあっては、これを積極的かつ効果的な活用を図る。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本地域では、南北に長く変化に富んだ地形や自然条件を生かして、多彩な農作物が生産されている。

南部地区の海岸部では、温暖で豊富な日照量のもと、古くから石垣いちごや温室による野菜栽培が盛んである。都市近郊部では、都市化の進展により農地の改廃が進んでいるが、残された農地で水稻、野菜、果樹、施設園芸、柑橘、茶が栽培されている。中部山沿いでは、温州みかんを主とした柑橘類の栽培が行われている。北部の中山間地域では、「本山茶」「清水のお茶」といった銘柄茶と、豊富で清涼な沢水を利用したわさびを主とした農業が古くから行われている。

しかし、農産物の価格低迷や燃料費の高騰等による農業所得の減少、農業従事者の減少や高齢化の進展、茶、柑橘等の経営耕地面積の減少、さらに新型コロナウイルス感染症による市場価格や販路への影響など、本市農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

今後は、本市農業を持続可能な産業にしていくため、多様な人々が農業に関わる環境整備や省力化・効率化に加え環境負荷低減などの新技術の導入、グリーン社会やSDGsへの対応などに取り組み、農業生産基盤整備事業の進展と対応した農業近代化施設の整備を推進する。

特に、生産から加工・販売に取り組む農業の6次産業化や農産物のブランド化、異業種との連携強化による新商品開発、広域交通ネットワークを生かした都市との交流、地産地消等を推進するため、IT技術を活用した農産物の加工・流通・販売施設等の整備を重視していく。

また、農業経営規模の拡大と収益性向上を図るために、地球温暖化対策にも配慮した省エネ・低コスト生産施設の整備や共同機械の導入等を推進する。

さらに、消費者の視点に立った安全・安心な農産物の供給と農産物の高付加価値化による農業所得向上を図るため、有機農業をはじめとする環境保全型農業やトレーサビリティシステム（生産・流通の履歴管理）の導入等に対する支援を推進する。

あわせて、市内の大学や試験研究機関と連携して、新たな栽培技術や新品種の導入を促進するとともに、立地条件に見合った低コスト・省力化技術の確立・普及を推進する。

また、山間地区を中心として被害が拡大している鳥獣被害の防止に必要な施設の整備等を推進する。

このような基本的な考えに基づく地区別の近代化施設の整備方向は次のとおりである。

(ア) 南部地区（A地区）

本地区は、温暖で日照量が多く、いちご、えだまめ、トマト、葉しょうがなどの施設野菜や桃などの果樹栽培が盛んであり、土地生産性の高い農業が営まれている。また、中核となる集出荷施設は予冷施設等整備も図られ、効率的な流通体制が確立しているが、農作業労働時間はほかの作目に比べ多い。

今後は、自動防除機や ICT を活用した高度な環境制御装置等の農業機械・栽培施設の導入や野菜選別機の導入などスマート農業技術等により、効率的で安定的な農業経営を推進する。

さらに、葉しょうがの古根など未利用資源の有効活用を検討するなど、6次産業化等による農業所得の向上と地域の活性化に取り組んでいく。

(イ) 都市近郊地区（B地区）

本地区は、駿河区から清水区にまたがる有度山一帯や市街地近郊の賤機山、丸子・小坂の丘陵地帯で柑橘、茶を主とした樹園地農業や花きの生産が行われている。

市街地に近接した地区であるため、農地が細分化し小規模経営が多いが、土地は比較的緩傾斜であることから、作業の効率化を図るために、基盤整備の検討とあわせて園地管理の機械化を推進する。

(ウ) 中部山沿地区（C地区）

本地区は、平坦地では花き、野菜等の施設園芸が、山間傾斜地では、茶、柑橘が栽培されている。施設園芸では、高設栽培、自動防除機、自動環境制御装置等の農業機械・栽培施設の導入により省力化を推進する。

茶園地の再編対策としては、安定的かつ継続的な茶業経営に向けた基盤づくりのため、優良茶園の確保や茶園共同管理の推進、補完作物への転換等を推進する。また、茶の優良品種への改植とモノレール等運搬施設や茶園管理機械の導入により高品質・安定生産に努める。

さらに、本地区では直売所である「水見色きらく市」、「藁科しんま路」等を拠点として都市との活発な交流が行われている。今後も、高速道路ネットワークを活用し、これらの販売・交流施設等のシティプロモーションを積極的に行い、利用者数の増加を図る。

(エ) 山間地区（D地区）

本地区は、茶、たけのこのほかわさび、しいたけ等の栽培が行われている。

茶については、共同製茶工場の再編整備が必要な集落等について、整備を推進するとともに、地域の実情に見合った園地改良と機械化を進め、効率的な茶園管理を推進する。

共同育苗施設を整備したわさびについては、高品質苗の安定生産とわさび

の生産拡大を図っていく。

また、「静岡水わさびの伝統栽培」の世界農業遺産認定を契機としたわさびのブランド化等、地域特産農林産物の高付加価値化を進め、山間地の持つ自然観光資源の開発と併せ、農林産物の加工・販売施設の整備・充実を進めていく。

畜産については、都市近郊地区、中部山沿地区、山間地区に散在しているが、畜産農家周辺の開発に伴う都市化により環境対策が重要となっており、飼養管理施設の改善とともに環境改善施設の整備・充実を図り、糞尿処理の適正化・有効活用を進めていく。

また近年、鳥獣被害が増加し、農業所得の減少や生産意欲の減退を招き、荒廃農地増加の一因ともなっているため、効果的な侵入防止柵の設置や緩衝地帯の整備、捕獲活動等を支援し、地域での鳥獣被害の防止を推進する。

## 2 農業近代化施設整備計画

表7 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)		
柑橘共同選果場	未定	市内全域	約400ha	約800戸	市内農業協同組合	—

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

清水国産材加工事業協同組合及び市内3森林組合により、農林産物加工販売施設、畜舎、堆肥舎等農業用施設、農林道整備等への間伐材の有効活用を推進する。また、林地残材等の木質バイオマスへの利活用を促進する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農家数は、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより年々減少が続いており、直近10年で約3割減となっている。また、全農地のうち僅かな平坦地は、市街地に近接する介在農地が多いことや転用需要が高いことから地価水準が高い。そのほかの農地は、大半が急傾斜地であり、農作業条件が厳しく、就農環境としての条件が整っているとは言えない。

一方、清水区の茂畑や新丹谷などの大規模な農業生産基盤整備事業によって、生産効率の良い農地を背景に、収量増加、高品質化、生産コスト削減など、多くの農業所得の向上効果により新規就農者が育ち始めている。

そのため、今後も農家の後継者を主体に新規就農者の確保に努めていく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、農業・農村への関心が高まっていることから、企業の農業参入の促進をはじめ、半農半Xなどの多様な就農形態も含めて、農業内外から意欲ある担い手を受け入れる。

さらに、農業に対する関心・理解を深めるため、学校教育機関と連携し、農業体験教育や学校給食センターにおける地産地消等の取組を促進する。

現在、就農を支援する機関としては、農業協同組合の営農指導機関（営農経済センター、支店）のほか農業協同組合、市町、県、指導農家等からなる地域受入連絡会があり、情報提供や営農指導、実践研修、就農準備等の総合支援に当たっている。今後も農業を担うべき者の育成・確保を図っていく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

表8 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対函番号	備考
該当なし					

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

既に農業経営に従事している者に関しては、農業協同組合等を中心とした通常指導の充実を図るとともに、認定農業者及びそれに準じる農業者に関しては、静岡市担い手育成総合支援協議会において位置付けられている支援センターを核に、個別の経営改善計画が達成できるよう支援する。また、農地中間管理事業等の活用により認定農業者等への農地の集積・集約化を推進するとともに、市認定農業者協会との共催によるニーズに応じた研修、講習会を開催し、ビジネス感覚の一層の醸成を図る。

新規就農者については、県の「がんばる新農業人支援事業」「短期農業インターン

受入事業」等の就農支援活動と連携し、「アグリチャレンジパーク蒲原」を拠点とした研修会、講習会を通じ、農業に関する知識習得機会の確保に努めるとともに、担い手を育成するための、「農業経営講座」を開催し、農業者の資質向上を図る。

一方、集落機能の低下が進む中山間地域では、新たな地域の担い手を確保するため、「空き家情報バンク事業」等を推進するとともに、インフラ整備やブロードバンド整備など生活環境の向上に努め、地域への移住・定住を促進する。

また、後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農家と土に触れ自然を感じながら農業をサポートしたい非農業者（消費者）を結ぶため、「援農ボランティア事業」を推進する。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

山間地区は、農家林家の形態が多いため、森林組合等の林業関係組織との連携に努め、今後、研修会、講習会、異業種交流会等によるリーダー的な後継者育成を推進し、農林業の担い手という一体的な育成の途を検討していく。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

表9 将来における農業従事者の就業目標

単位：人

区 分	目標（令和14年）		
	男	女	計
恒 常 的 勤 務	689	538	1,227
自 営 兼 業	134	105	239
出 稼 ぎ	—	—	—
日 雇 ・ 臨 時 雇	84	66	150
合 計	907	709	1,616

(注) 1 目標：令和14年（2032年）

2 農林業センサス2020（自営農業従事日数別農業従事者数（販売農家）の従事日数が60日以下）及び農家人口の見通しによる推計値を参考とした。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

令和2年の国勢調査によれば、本市在住者の市内での就業率は約68%となっており、以前に比べて市外へ就業する割合が増えている。農業においても農業者の減少が本格的に進んでおり、今後は専業に拘らない「半農半X」等の多様な担い手を既存事業や新たに取り組む農地貸借事業等によって補完し就業率の向上につなげていく必要がある。

また、農村地域の場合、居住地周辺での雇用機会の確保とともに、農業従事者の高齢化や他産業従事者の兼業先での定年退職など、高齢者を対象とした就業先の確保も必要である。

また、農業の業種においても、雇用労働者を比較的必要とする施設園芸経営や果樹、茶等の大規模農家、農業法人などの事業主による雇用の仲介・調整機能が求められている。

そのため、6次産業化による産地ブランド化と新商品・機能性食品（アグロメディカルフーズ）等の開発や外食・中食産業と農業との連携促進により、農業における雇用創出を検討するとともに、本地域内における優良農地の確保に十分留意した上で、地域に根差した就業機会の創出に努める。

また本市では、沿岸部のいちご狩りなど観光農業が盛んである一方、地域資源の宝庫である中山間地域は「オクシズ」の愛称でPRしており、「水見色きらく市」や「藁科しんま路」等での地域農産物販売をはじめ、「縁側カフェ」など、都市との交流を生かした取組が積極的に展開されている。

今後も、地域活性化のため住民自らが取り組む「静岡市オクシズ元気ビジネス事業」等の推進により、グリーンツーリズムや農産物の高付加価値化・ブランド化、各種体験イベントの開催などを支援し、地域の農業者が活躍できる機会の拡充や就業機会の創出を図る。

また、AOI(Agri Open Innovation)プロジェクト、ChaOI(Cha Open Innovation)プ

プロジェクトやフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトとの連携のもと、新東名高速道路や東名高速道路、中部横断自動車道等の高速交通ネットワークを生かした販路拡大や企業誘致等を推進し、安定的な就業機会の確保を図る。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源の有効活用を図るため、計画的な間伐、保育等の実施をはじめ、その基盤となる路網の整備や低コストでの林業経営を目指し、持続可能な森林経営と地域の実情に応じた森林整備を推進する。

また、カーボンニュートラルに寄与するエリートツリーなど、森林吸収源の確保や近年頻発している豪雨災害への対策等、森林が持つさまざまな公益的機能を維持するための取組を推進する。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市は、県都として行政、商業、医療などの機能が集積されるとともに、豊かな自然と長い歴史のなかで育まれた文化・伝統が息づいている。しかし、市域の約8割を占める中山間地域を中心として、農業振興地域では、茶をはじめとする農業の低迷、木材価格の低下に伴う林業の低迷によって地域経済が沈滞し、生産年齢人口の地域外流出、一次産業従事者の少子高齢化などにより、集落の機能低下は加速度的に進行している。

そのため、恵まれた自然環境を維持・保全しつつ、農業振興地域の生活環境を改善することが必要であり、各地区の特性を踏まえつつ、農業集落道、上水道施設、集落排水施設など、生活の利便性向上や周辺自然環境を保全するための施設整備を進めていく。

あわせて、農村集落の多くは、住居後背地に山を抱えており、風水害や地震等の罹災危険性が高いため、擁壁等の防災施設の設置を計画的に進め、安全で快適な生活環境の整備を進める。

また、歴史・観光の拠点となる施設や観光トイレ等の施設整備を推進するとともに、中山間地域（オクシズ）や駿河湾沿岸地域（しずまえ）が有する食文化、世界文化遺産や神楽等の歴史・文化資源など、豊富な地域資源を生かした観光・交流を推進し、農山村地域の活性化を図っていく。

さらに、県が進める「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」との連携のもと、持続可能な地域づくりを通じて、農山村がもつ地域資源を守り、活用し、次世代に継承する活動を行う理想の農山村づくりを進めていく。

なお、施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインへの配慮とともに、美しい農村景観や農村環境との調和に配慮する。

#### （1）安全性

市街地と集落間を往来する道路は、山間地区において、河川と山際の狭あいな箇所を通過しており、災害等の発生時には分断される恐れが多い。このため主要幹線道路の拡幅、道路法面の補強を進めるとともに、道路の危険箇所は、迅速な補修を行い、落石危険箇所への防止ネットを設置するなど、ライフラインの確保に努める。

また、山間地区は常設消防署から距離が遠く、地域消防に占める消防団の役割が大きいことから、消防団が有する消防機器の整備を進めるとともに活動の充実を図り、地域防災力の強化に努める。また、警防課内に新たに「災害機動支援・部隊管理室」を設置し、消防体制の一層の充実を図る。

浸水被害対策としては、今後も麻機遊水地整備事業など巴川総合治水対策を積極的に推進していくとともに、中小河川、水路、雨水幹線等の改修や公共下水道

の整備、公共施設への雨水貯留施設の整備等を進め、治水安全度の向上を図っていく。

さらに、地震対策として応急活動に必要な道路の安全性を確保するため、無電柱化や緊急輸送ルート沿道に立地する建築物の耐震化を促進する。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を踏まえて、南海トラフ巨大地震等による津波被害の軽減に向け、用宗漁港の胸壁（防潮堤）の設置による津波避難対策の強化、津波避難施設・誘導施設等の整備を進めていく。

## （２）保健性

給水、生活用水については、ほぼ上水道が整備されているが、一部簡易水道による地域がある。安倍川、興津川が本市の主な水源であるが、渇水期には水量不足の恐れがあるため、上流部の水源確保のための森林管理や造林とともに、節水思想の啓発に努める。

また、簡易水道については、令和２年度より公営企業会計へ移行したため、今後も施設整備を集中的に進めていく。さらに、河川等の水質悪化を防ぎ、生活環境の向上を図るため、浄化槽の普及を図るとともに農業集落排水施設等の更新整備や長寿命化を実施する。

ごみ、し尿及び農林業部門から排出される廃棄物については、地域住民、事業者及び行政が、それぞれの立場で役割と責任を明確にして、静岡版「もったいない運動」を推進し、廃棄物の発生抑制・排出抑制などの減量化及び再使用・再利用などの資源化に努めるとともに、減量化・資源化に対する住民意識の高揚、排出事業者処理責任の徹底、廃棄物の適正処理の確保を図る。また木材の生産過程で排出される製材廃材や林地残材等については、木質バイオマスへの利活用を促進する。

保健・医療関係については、総合病院、個人病院とも市街地に集中していることから、山間地区の診療所における医療機器の充実や医療従事者の先進的医療技術の習得機会の増大を図っていく。また、高齢化が進む山間部では、高齢者の活躍する場を創出するとともに、高齢者生活福祉センターの積極的活用を推進するなど、市民・行政・地域・職域等が協働して健康づくりを進め、「生涯を通じて、生きがいを持ち、健康な人が満ちあふれるまち」を目指していく。

なお、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症に関して、「発熱時受診相談センター」「新型コロナなんでも相談ダイヤル」の開設や「行政検査自己負担助成」「感染症患者医療扶助」による検査・入院医療費の公費負担等、今後も様々な対策を講じていく。

## （３）利便性

本市の道路交通は、東名・新東名の高速道路をはじめ、国道１号、国道１号静岡バイパス、国道３６２号及び国道５２号等の主要幹線が担い、これらを軸に県道、

市道により全体の連絡網が構成されている。しかし、主要道路では通勤時間帯を中心に渋滞が発生しているほか、山間地域の主要な幹線道路においては、未改良区間が多く、安全性の向上や市街地への到達時間の短縮等の対策が必要となっている。

そのため、本市への広域的な接続性を高める国道1号静岡バイパスや主要幹線道路などの整備を促進するとともに、それらへのアクセス道路の整備や既設道路の改良、渋滞対策を推進し、多彩な交流と活動を支える道路網の充実を図る。

さらに、鉄道、バス、自転車の利用環境を充実させるとともにICT（AI、ロボット、IoT、センサー技術等）や自動運転等の最新技術を積極的に活用した交通マネジメントにも取り組み、超高齢社会・低炭素社会に対応した交通ネットワークづくりを目指す。

#### （４）快適性

本地域内は、農地、森林、河川沿岸、寺社境内地等で豊かな緑が見られ、自然環境は充実しているものの、公園などの整備はまだ十分ではない。しかし、公園は、市民の憩いの場でもあり、災害時の避難場所や活動拠点となるなど、様々な役割を担っているため、日本平公園をはじめ、公園緑地の計画的な整備を進めていく。

市域の8割を占める森林についても荒廃森林がみられるため、市民ぐるみでの維持・保全を図っていく。特に豊かな森林資源を生かし、森林が二酸化炭素を吸収するために必要な整備を行い、本地域内で排出される二酸化炭素を地域内で削減・吸収する静岡市森林環境アドプト事業に取り組んでいく。

また森林は、木材生産機能のほか、「水源涵養機能」「山地災害防止機能」「快適環境形成機能」「保健文化機能」など公益的機能を担っているため、森林認証制度等の活用による林業・木材産業の活性化等を推進し、循環利用できる健全な森林の育成を促し、公益的機能の維持・保全を図る。

#### （５）文化性

地区文化活動、特に社会教育活動については、本地域内においても公民館が、その拠点として多様な文化活動を行っているため、この活動の一層の推進を図り、地域住民の教養、趣味、相互交流を進める。

また、農村部では伝統的な文化も継承されており、さらに都市部との交流を目的とした活動も行われている。今後もこれまでの保存団体に対する支援策を充実させるとともに、保存団体と市民を結ぶ体験イベントなどを企画し、伝統文化を将来に継承することができる環境や仕組みを整える必要がある。そのため、「静岡市歴史博物館」の開設など、歴史文化の継承と魅力の発信により、交流とにぎわいを創出していく。

また、観光農園の整備等により消費者との交流を生かした農業の展開を図ると

ともに、世界文化遺産「富士山」の構成資産である「三保松原」をはじめ、地域に残る豊富で貴重な歴史資源やそのほかの地域資源のネットワーク化を進め、グリーンツーリズム等を通じた地域の活性化を推進する。

## 2 生活環境施設整備計画

表 10 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
県営農地整備事業 (安倍川)	農道、集落道、区画整理	C-12, C-13, C-14, D-1, D-2, D-3, D-10, D-11	1	R3～R10 350,000千円
県営地域用水環境整備事業 (静岡用水・安東用水)	水辺環境一式	B-4	2	R2～R6 600,000千円
県営農村集落基盤再編・整備事業 (庵原)	集落道 1 路線、 安全施設 1 箇所	C-39, C-40, C-43, C-44	3	H30～R5 952,000千円

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

急峻な地形のため、治山事業の実施が必要な箇所が多い。生活道路の拡幅・改良と併せて計画的に整備を進め、農林業の振興と生活環境の改善を通じて生活基盤の安定を図り、定住化と健全な村づくりを推進する。

また、竜爪山地区周辺の市有林については、森林体験施設等の整備を推進し、市民参加による森づくりの場を提供する。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番にあたる土地を農用地区域とする。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

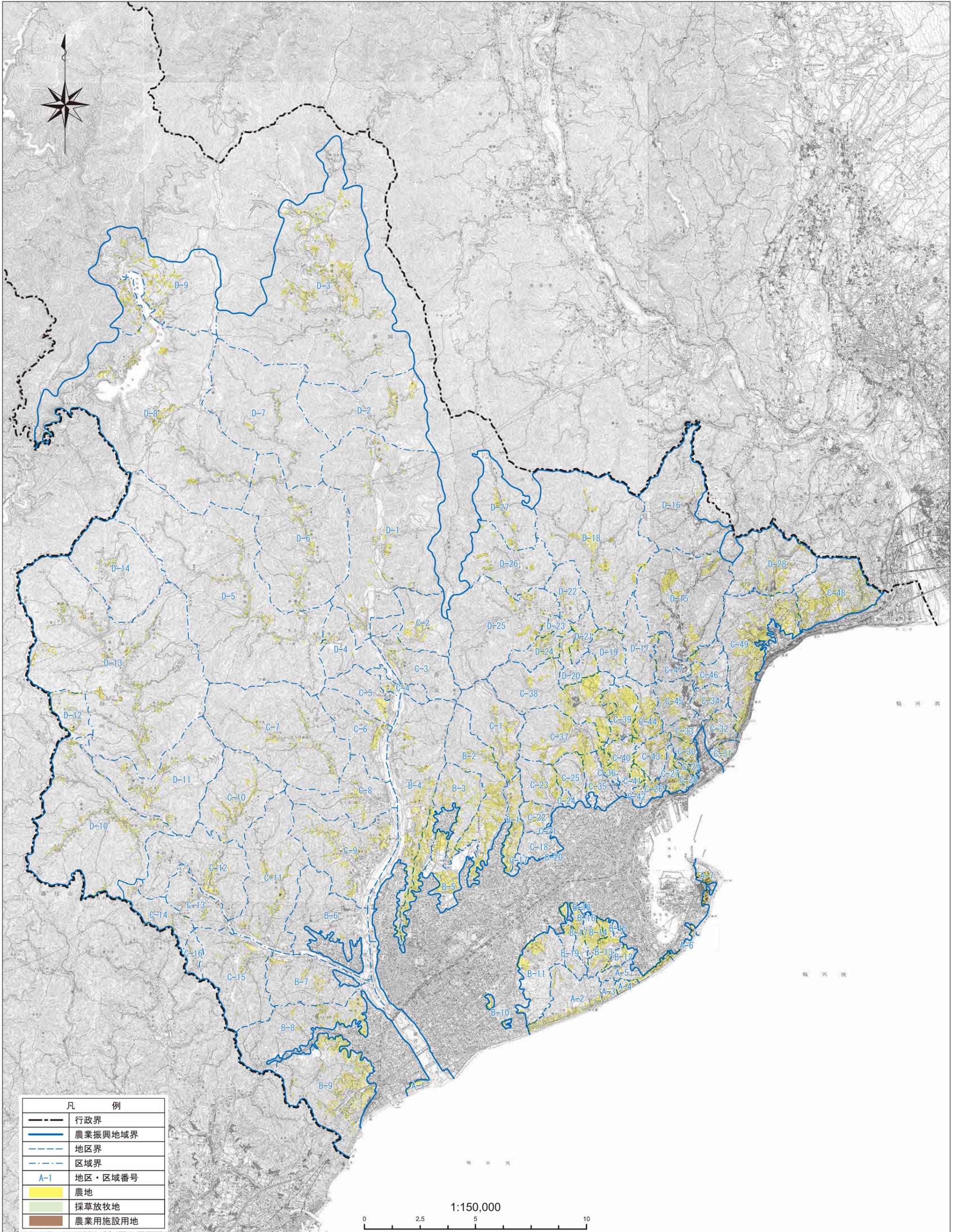
別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番にあたる土地を農用地区域とする。

### (2) 用途区分

下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
南部地区 (A地区)	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番にあたる土地
都市近郊地区 (B地区)	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番にあたる土地
中部山沿地区 (C地区)	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番にあたる土地
山間地区 (D地区)	農地 : 下記の用途として区分した区域以外の区域 採草放牧地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を採草放牧地とした地番にあたる土地 農業用施設用地 : 農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番にあたる土地

# 付図1号 土地利用計画図



1:150,000

0 2.5 5 10

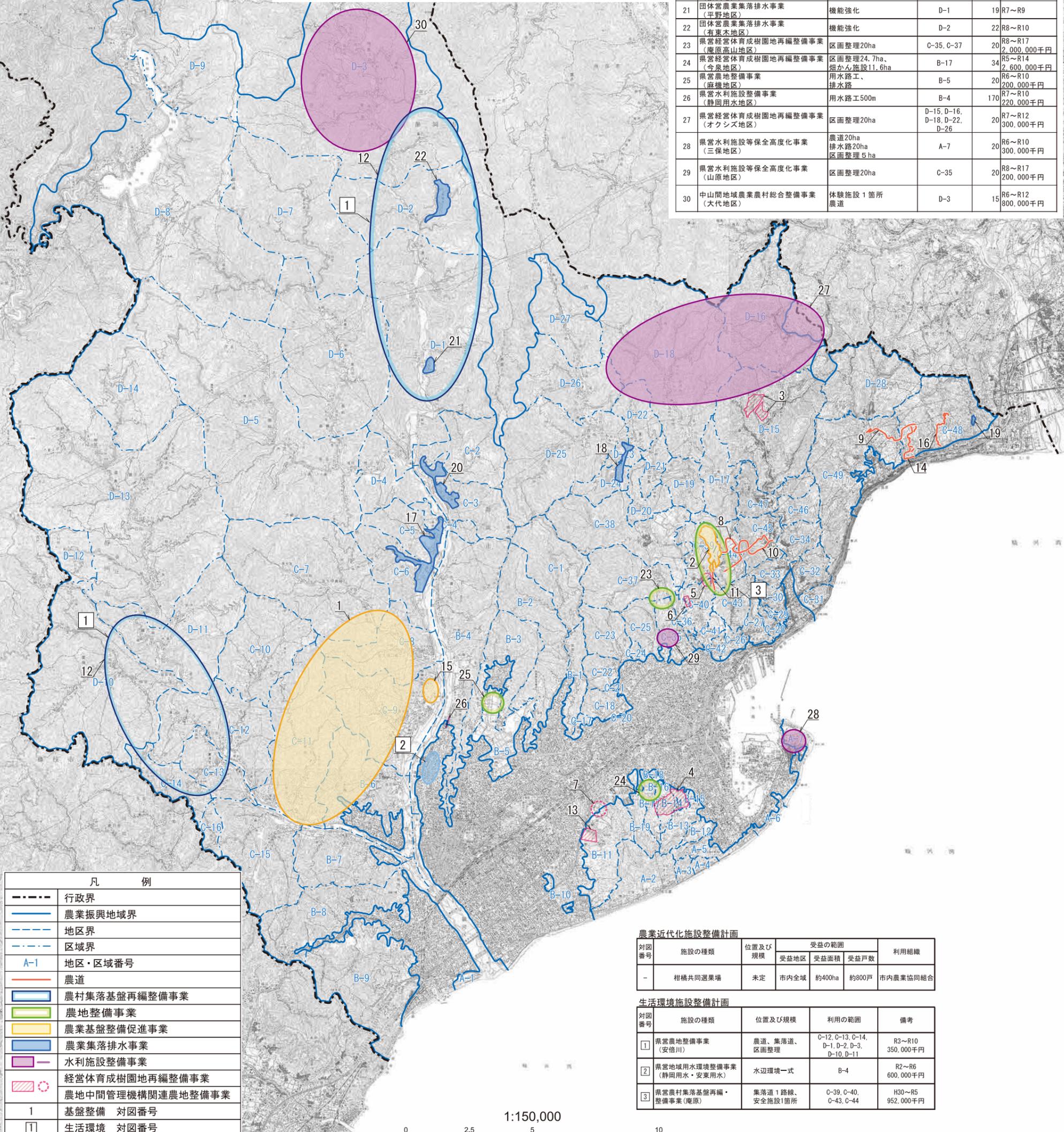
付図2号 農業生産基盤整備開発計画図  
 付図4号 農業近代化施設整備計画図  
 付図6号 生活環境施設整備計画図

農業生産基盤整備開発計画

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
1	県営農業基盤整備促進事業 (オクシズ地区)	区画整理 2ha	B-6, C-7, C-8, C-9, C-11	2	R4~R6 40,000千円
2	県営農業基盤整備促進事業 (茂畑地区)	畑かん施設 43.3ha	C-39, C-44	43	R6~R8 200,000千円
3	県営経営体育成樹園地再編整備事業 (加瀬沢地区)	畑かん 33.8ha、区画整理 33.8ha	D-15	34	H10~R4 3,755,000千円
4	県営経営体育成樹園地再編整備事業 (矢部地区)	区画整理 66ha	B-14, B-15	66	H13~R4 3,871,000千円
5	県営経営体育成樹園地再編整備事業 (旧畑地帯総合整備事業分) (池ノ沢地区)	区画整理 10.9ha、畑かん 10.9ha	C-39, C-40	11	R元~R7 1,534,845千円
6	県営経営体育成樹園地再編整備事業 (基盤整備促進型) (令和原地区)	農道舗装 200m	C-35	52	R3~R4 20,000千円
7	県営農地中間管理機構関連農地整備事業 (東豊田国吉田地区)	区画整理 17.9ha	B-11	18	R3~R9 938,000千円
8	基幹農道整備事業 (小島茂畑3期地区)	農道 2,442m	C-44, C-45	91	H25~R5 338,000千円
9	県営基幹農道整備事業 (保全対策型) (由比原地区)	舗装補修工 L=2,040m、橋梁耐震補強工 2橋、法面工 1箇所	C-48, C-49	62	H28~R4 317,000千円
10	基幹農道整備事業 (小島茂畑4期地区)	農道 2,191m	C-44, C-45	91	R2~R7 1,235,000千円

農業生産基盤整備開発計画

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
11	県営農村集落基盤再編整備事業 (庵原地区)	農道 1,196m、施設補強整備 1箇所	C-39, C-44	434	H30~R5 1,082,000千円
12	県営農村集落基盤再編整備事業 (安倍川地区)	農道、集落道、区画整理	C-12, C-13, C-14, D-1, D-2, D-3, D-10, D-11	20	R3~R10 350,000千円
13	県営農地中間管理機構関連農地整備事業 (東豊田池田地区)	区画整理 13.3ha	B-11	13	R2~R7 507,000千円
14	団体営農業基盤整備促進事業 (神沢地区)	農道 2,200m	C-48	24	R元~R5 85,000千円
15	団体営農業基盤整備促進事業 (遠藤新田地区)	舗装 2,880m	C-9	19	R3~R7 200,000千円
16	団体営農業基盤整備促進事業 (小金地区)	農道 2,000m	C-48	20	R5~R9 200,000千円
17	団体営農業集落排水事業 (油山地区)	機能強化	C-4, C-5, C-6	117	R3~R5
18	団体営農業集落排水事業 (善福寺地区)	機能強化	D-23, D-24	12	R4~R6
19	団体営農業集落排水事業 (徳沢地区)	機能強化	C-48	2	R5~R7
20	団体営農業集落排水事業 (徳沢地区)	機能強化	C-2, C-3	64	R6~R8
21	団体営農業集落排水事業 (平野地区)	機能強化	D-1	19	R7~R9
22	団体営農業集落排水事業 (有東木地区)	機能強化	D-2	22	R8~R10
23	県営経営体育成樹園地再編整備事業 (庵原高山地区)	区画整理 20ha	C-35, C-37	20	R8~R17 2,000,000千円
24	県営経営体育成樹園地再編整備事業 (今泉地区)	区画整理 24.7ha、畑かん施設 11.6ha	B-17	34	R5~R14 2,600,000千円
25	県営農地整備事業 (麻機地区)	用水路工、排水路	B-5	20	R6~R10 200,000千円
26	県営水利施設整備事業 (静岡用水地区)	用水路工 500m	B-4	170	R7~R10 220,000千円
27	県営経営体育成樹園地再編整備事業 (オクシズ地区)	区画整理 20ha	D-15, D-16, D-18, D-22, D-26	20	R7~R12 300,000千円
28	県営水利施設等保全高度化事業 (三保地区)	農道 20ha 排水路 20ha 区画整理 5ha	A-7	20	R6~R10 300,000千円
29	県営水利施設等保全高度化事業 (山原地区)	区画整理 20ha	C-35	20	R8~R17 200,000千円
30	中山間地域農業農村総合整備事業 (大代地区)	体験施設 1箇所 農道	D-3	15	R6~R12 800,000千円



凡 例	
-----	行政界
———	農業振興地域界
---	地区界
---	区域界
A-1	地区・区域番号
———	農道
———	農村集落基盤再編整備事業
———	農地整備事業
———	農業基盤整備促進事業
———	農業集落排水事業
———	水利施設整備事業
———	経営体育成樹園地再編整備事業
———	農地中間管理機構関連農地整備事業
1	基盤整備 対図番号
1	生活環境 対図番号

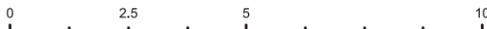
農業近代化施設整備計画

対図番号	施設の種類の	位置及び規模	受益の範囲			利用組織
			受益地区	受益面積	受益戸数	
-	柑橘共同運果場	未定	市内全域	約400ha	約800戸	市内農業協同組合

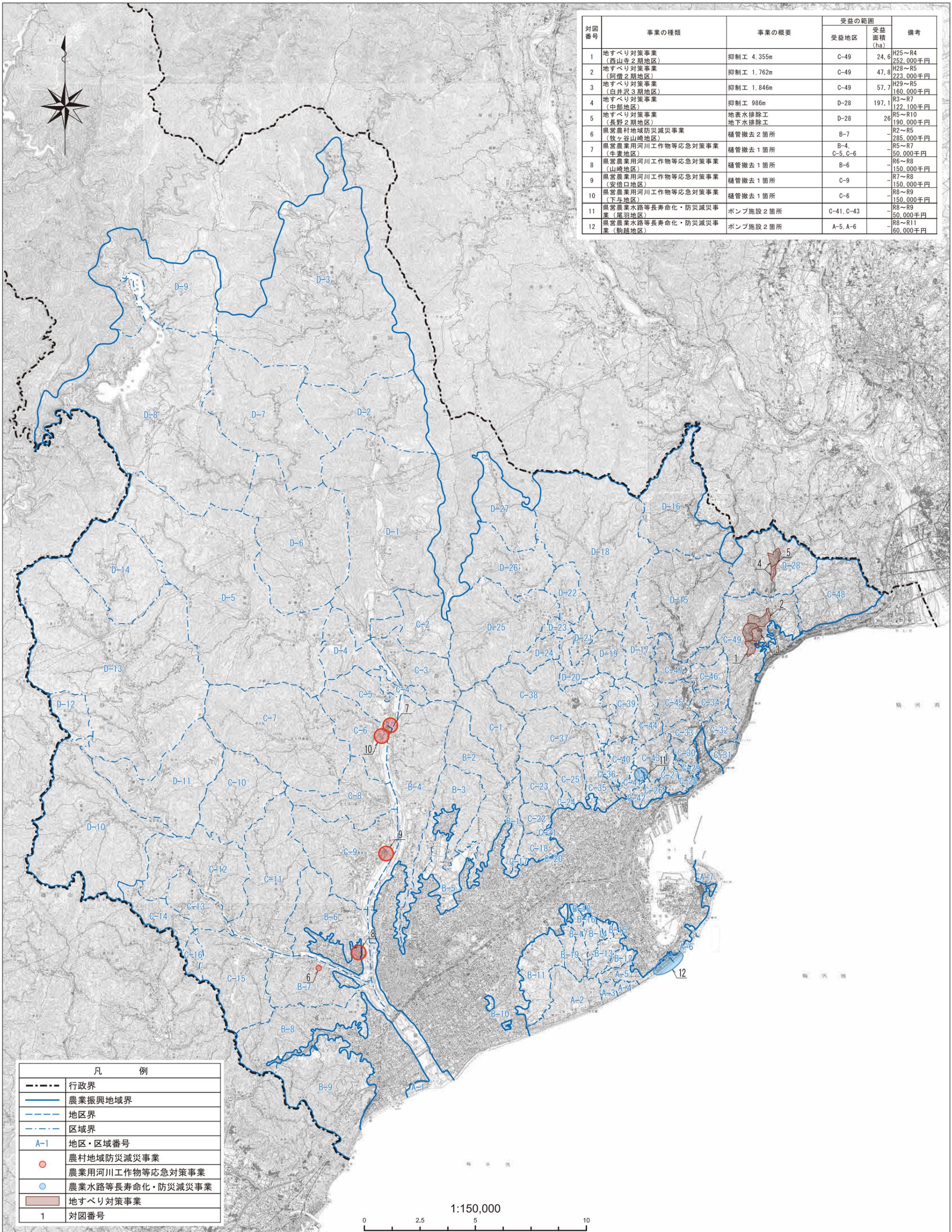
生活環境施設整備計画

対図番号	施設の種類の	位置及び規模	利用の範囲	備考
1	県営農地整備事業 (安倍川)	農道、集落道、区画整理	C-12, C-13, C-14, D-1, D-2, D-3, D-10, D-11	R3~R10 350,000千円
2	県営地域用水環境整備事業 (静岡用水・安東用水)	水辺環境一式	B-4	R2~R6 600,000千円
3	県営農村集落基盤再編・整備事業 (庵原)	集落道 1路線、安全施設 1箇所	C-39, C-40, C-43, C-44	H30~R5 952,000千円

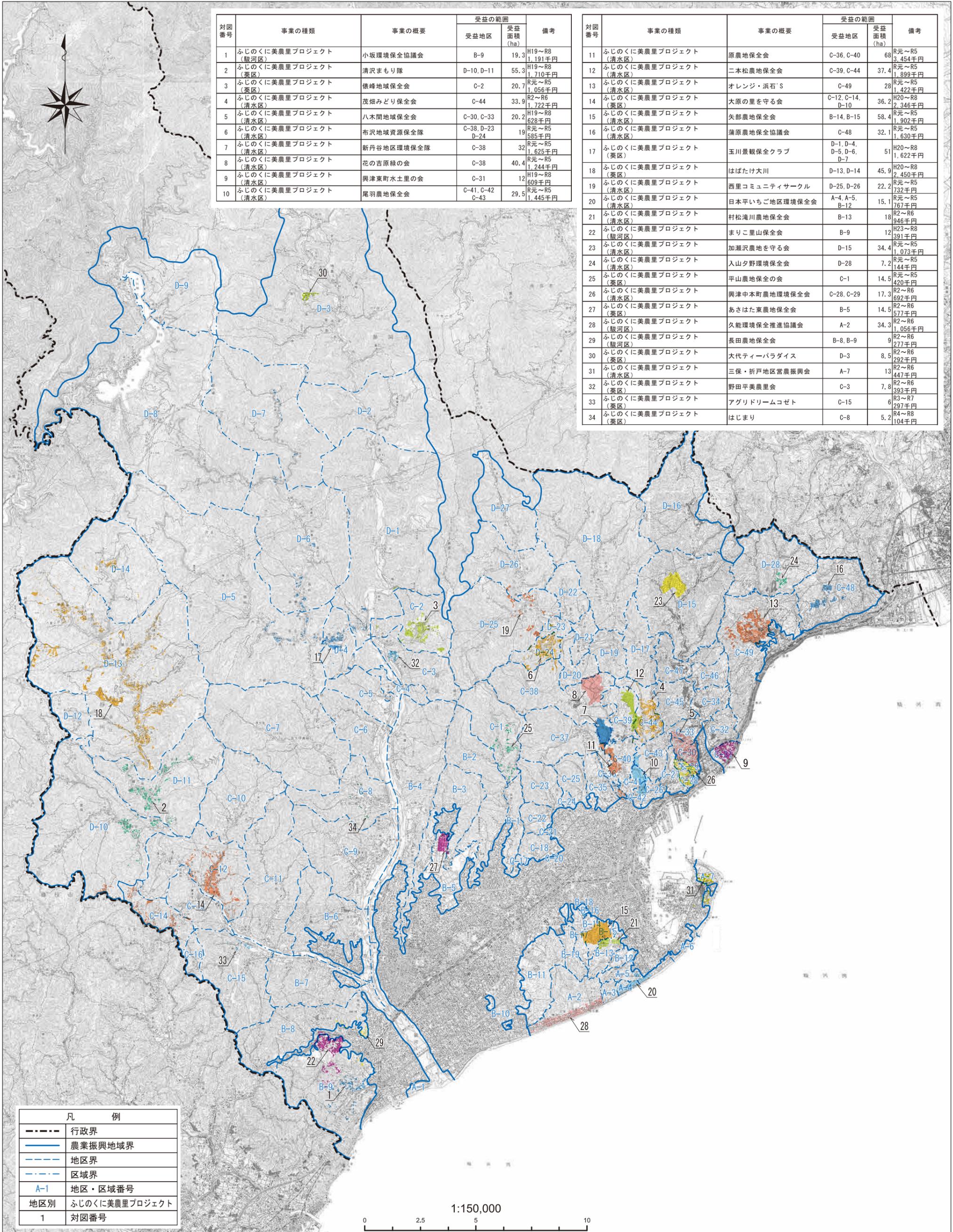
1:150,000



# 付図3号 農用地等保全整備計画図 その1



# 付図3号 農用地等保全整備計画図 その2

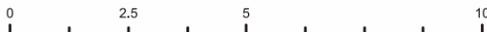


対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
1	ふじのくに美農里プロジェクト (駿河区)	小坂環境保全協議会	B-9	19.3	H19~R8 1,191千円
2	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	清沢まもり隊	D-10, D-11	55.3	H19~R8 1,710千円
3	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	俵峰地域保全会	C-2	20.7	R元~R5 1,056千円
4	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	茂畑みどり保全会	C-44	33.9	R2~R6 1,722千円
5	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	八木間地域保全会	C-30, C-33	20.2	H19~R8 628千円
6	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	布沢地域資源保全隊	C-38, D-23 D-24	19	R元~R5 585千円
7	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	新丹谷地区環境保全隊	C-38	32	R元~R5 1,625千円
8	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	花の吉原緑の会	C-38	40.4	R元~R5 1,244千円
9	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	興津東町水土里の会	C-31	17	H19~R8 609千円
10	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	尾羽農地保全会	C-41, C-42 C-43	29.5	R元~R5 1,445千円

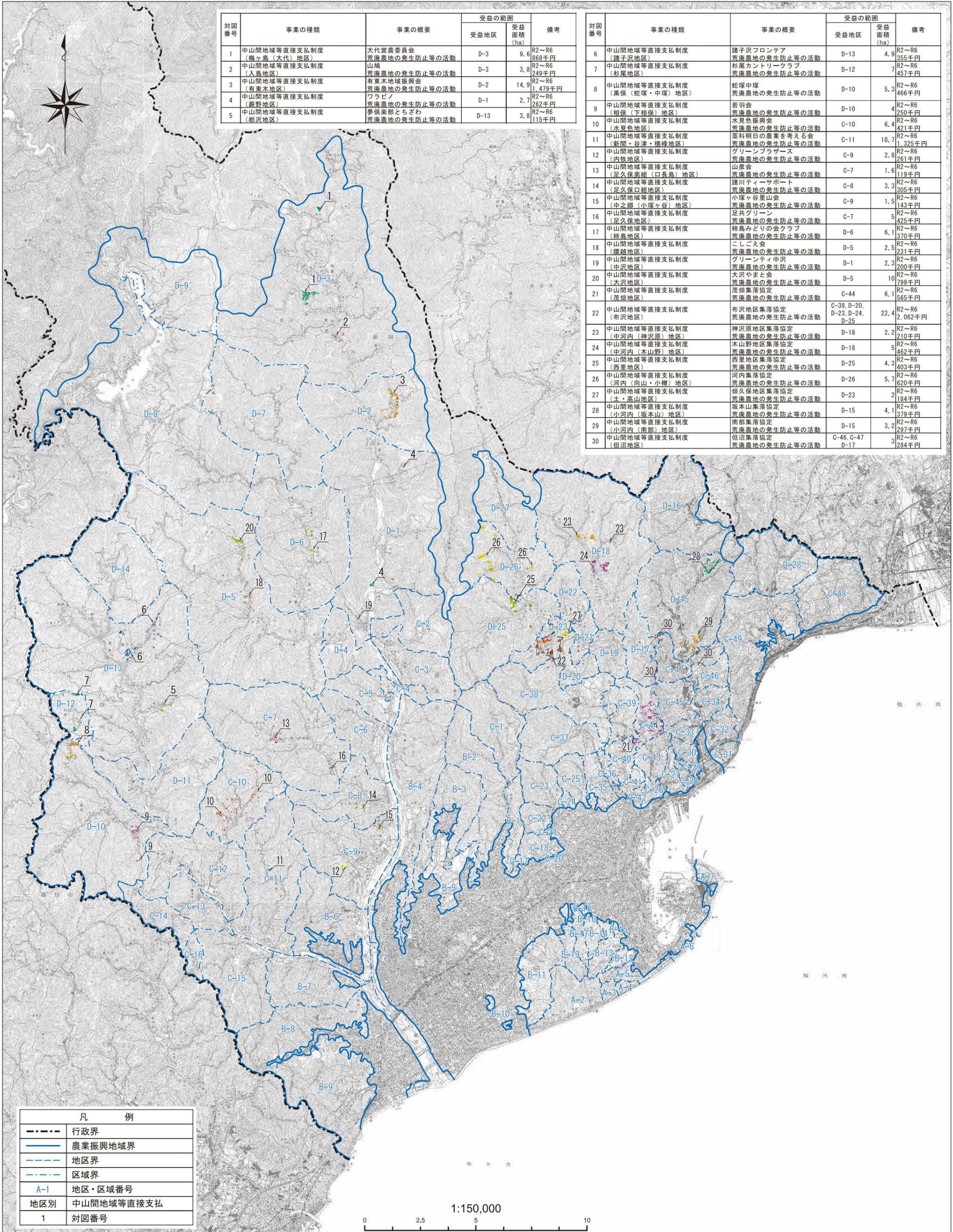
対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
11	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	原農地保全会	C-36, C-40	68	R元~R5 3,454千円
12	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	二本松農地保全会	C-39, C-44	37.4	R元~R5 1,899千円
13	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	オレンジ・浜石'S	C-49	28	R元~R5 1,422千円
14	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	大原の里を守る会	C-12, C-14, D-10	36.2	H20~R8 2,346千円
15	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	矢部農地保全会	B-14, B-15	58.4	R元~R5 1,902千円
16	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	蒲原農地保全協議会	C-48	32.1	R元~R5 1,630千円
17	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	玉川景観保全クラブ	D-1, D-4, D-5, D-6, D-7	51	H20~R8 1,622千円
18	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	はばたけ大川	D-13, D-14	45.9	H20~R8 2,450千円
19	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	西里コミュニティサークル	D-25, D-26	22.3	R元~R5 732千円
20	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	日本平いちご地区環境保全会	A-4, A-5, B-12	15.1	R元~R5 767千円
21	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	村松滝川農地保全会	B-13	18	R2~R6 946千円
22	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	まりこ里山保全会	B-9	12	H23~R8 391千円
23	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	加瀬沢農地を守る会	D-15	34.4	R元~R5 1,073千円
24	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	入山夕野環境保全会	D-28	7.2	R元~R5 144千円
25	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	平山農地保全の会	C-1	14.9	R元~R5 420千円
26	ふじのくに美農里プロジェクト (清水区)	興津中本町農地環境保全会	C-28, C-29	17.3	R2~R6 692千円
27	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	あさはた東農地保全会	B-5	14.9	R2~R6 577千円
28	ふじのくに美農里プロジェクト (駿河区)	久能環境保全推進協議会	A-2	34.3	R2~R6 1,056千円
29	ふじのくに美農里プロジェクト (駿河区)	長田農地保全会	B-8, B-9	9	R2~R6 277千円
30	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	大代ティーパラダイス	D-3	8.8	R2~R6 292千円
31	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	三保・折戸地区営農振興会	A-7	13	R2~R6 447千円
32	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	野田平美農里会	C-3	7.8	R2~R6 393千円
33	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	アグリドリームコゼト	C-15	6	R3~R7 297千円
34	ふじのくに美農里プロジェクト (葵区)	はじまり	C-8	5.2	R4~R8 104千円

凡 例	
-----	行政界
———	農業振興地域界
----	地区界
----	区域界
A-1	地区・区域番号
地区別	ふじのくに美農里プロジェクト
1	対図番号

1:150,000



# 付図3号 農用地等保全整備計画図 その3



対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
1	中山間地域等直接支払制度 (梅ヶ島(大代)地区)	大代営農委員会 荒廃農地の発生防止等の活動	D-3	9.6	R2~R6 868千円
2	中山間地域等直接支払制度 (入島地区)	山鳩 荒廃農地の発生防止等の活動	D-3	3.8	R2~R6 249千円
3	中山間地域等直接支払制度 (有東木地区)	有東木地域振興会 荒廃農地の発生防止等の活動	D-2	14.9	R2~R6 1,479千円
4	中山間地域等直接支払制度 (巖野地区)	ワラビ 荒廃農地の発生防止等の活動	D-1	2.7	R2~R6 262千円
5	中山間地域等直接支払制度 (栢沢地区)	夢倶楽部とちざわ 荒廃農地の発生防止等の活動	D-13	3.8	R2~R6 115千円

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
6	中山間地域等直接支払制度 (諸子沢地区)	諸子沢ボランティア 荒廃農地の発生防止等の活動	D-13	4.9	R2~R6 355千円
7	中山間地域等直接支払制度 (杉尾地区)	杉尾カントリークラブ 荒廃農地の発生防止等の活動	D-12	7	R2~R6 457千円
8	中山間地域等直接支払制度 (黒俣(蛇塚・中塚)地区)	蛇塚中塚 荒廃農地の発生防止等の活動	D-10	5.3	R2~R6 466千円
9	中山間地域等直接支払制度 (相保(下相保)地区)	若羽会 荒廃農地の発生防止等の活動	D-10	4	R2~R6 250千円
10	中山間地域等直接支払制度 (水見色地区)	水見色振興会 荒廃農地の発生防止等の活動	C-10	6.4	R2~R6 421千円
11	中山間地域等直接支払制度 (新聞・谷津・横峰地区)	斎科明日の農業を考える会 荒廃農地の発生防止等の活動	C-11	18.7	R2~R6 1,325千円
12	中山間地域等直接支払制度 (内牧地区)	グリーンラザース 荒廃農地の発生防止等の活動	C-9	2.8	R2~R6 261千円
13	中山間地域等直接支払制度 (足久保奥組(口長島)地区)	山彦会 荒廃農地の発生防止等の活動	C-7	1.6	R2~R6 119千円
14	中山間地域等直接支払制度 (足久保口組地区)	諸川ティーツーサポート 荒廃農地の発生防止等の活動	C-8	3.3	R2~R6 305千円
15	中山間地域等直接支払制度 (中之郷(小塚ヶ谷)地区)	小塚ヶ谷山会 荒廃農地の発生防止等の活動	C-9	1.5	R2~R6 143千円
16	中山間地域等直接支払制度 (足久保地区)	足共グリーン 荒廃農地の発生防止等の活動	C-7	5	R2~R6 425千円
17	中山間地域等直接支払制度 (柿島地区)	柿島みどりの会クラブ 荒廃農地の発生防止等の活動	D-6	6.1	R2~R6 370千円
18	中山間地域等直接支払制度 (藤越地区)	こしごえ会 荒廃農地の発生防止等の活動	D-5	2.5	R2~R6 231千円
19	中山間地域等直接支払制度 (中沢地区)	グリーンティ中沢 荒廃農地の発生防止等の活動	D-1	2.3	R2~R6 200千円
20	中山間地域等直接支払制度 (大沢地区)	大沢やまと会 荒廃農地の発生防止等の活動	D-5	10	R2~R6 799千円
21	中山間地域等直接支払制度 (茂畑地区)	茂畑集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	C-44	6.1	R2~R6 565千円
22	中山間地域等直接支払制度 (布沢地区)	布沢地区集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	C-38, D-20, D-23, D-24, D-25	22.4	R2~R6 2,062千円
23	中山間地域等直接支払制度 (中河内(神沢原)地区)	神沢原地区集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	D-18	2.2	R2~R6 210千円
24	中山間地域等直接支払制度 (中河内(木山野)地区)	木山野地区集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	D-18	5	R2~R6 462千円
25	中山間地域等直接支払制度 (西里地区)	西里地区集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	D-25	4.3	R2~R6 403千円
26	中山間地域等直接支払制度 (河内(向山・小樽)地区)	河内集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	D-26	5.7	R2~R6 620千円
27	中山間地域等直接支払制度 (土・高山地区)	畑久保地区集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	D-23	2	R2~R6 184千円
28	中山間地域等直接支払制度 (小河内(坂本山)地区)	坂本山集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	D-15	4.1	R2~R6 379千円
29	中山間地域等直接支払制度 (小河内(南部)地区)	南部集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	D-15	3.2	R2~R6 297千円
30	中山間地域等直接支払制度 (但沼地区)	但沼集落協定 荒廃農地の発生防止等の活動	C-46, C-47 D-17	3	R2~R6 284千円

凡 例	
-----	行政界
———	農業振興地域界
----	地区界
- - - -	区域界
A-1	地区・区域番号
地区別	中山間地域等直接支払
1	対図番号

1:150,000

0 2.5 5 10

